

第75回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成28年12月8日(木曜日)

出席議員 (13名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
			12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (1名)	11番	石黒 永剛		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続きご出席を賜りまことに御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、石黒議員より体調不良のため欠席届が提出され、受理していますので、報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名いたします。

まず、初めに2番、千種和英君の発言を許可します。

〔2番 千種和英君 登壇〕

2番（千種和英君） おはようございます。議席番号2番、千種和英です。本日も昨日に引き続き一般質問させていただきます。

通告書に基づき、本日は2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目、農業支援の方向性を問う。

先日、産業厚生常任委員会で岡山県美作市の野菜直売の取り組みを視察いたしました。今回は、その視察報告を兼ねて本町における農業支援政策の方向性を質問させていただきます。

岡山県美作市は、農業支援として農産物の販路拡大に積極的に取り組み、成果を上げられています。具体的には、市内の直売所「彩菜茶屋」での好調な売り上げはもとより、その地理的、施設の規模等の条件からその限界を感じられ、その販路拡大の場所を都市部に求められました。そして、平成21年に大阪府箕面市に「彩菜みまさか」をオープンし、順調に売上を増加させておられました。

その農産物供給を支えている生産者、出荷農家は約1,000名になり、地域経済に大きな好影響をもたらしています。もちろん課題もございました。既存生産者の生産量の増産・品質向上を目指す必要がありますが、現状においては本町と同様に、農家の高齢化は顕著です。継続した担い手の確保、後継者育成の必要性を感じ、さまざまな施策をとられていました。家族経営協定の推進、後継者クラブ協議会の活性化、定住促進等に取り組まれています。ただ、新規就農者は平成24年度以降16名のみということでした。これは言い換えれば既存の住民の方々の『農』への取り組みを「自家消費農作業」から農産物を販売できる「農業」に変えたことにはかなりません。そこで町長の見解を伺います。

現在まで何度も質問し、保留状態と答弁をいただいています。農産物の直売所の建設はどのように考えられているのでしょうか。その進退判断に影響する一番大きな要素は、兵庫県企業庁が表明されています西播磨科学公園都市内での道の駅計画の進退、これである

のでしょうか。

また、美作市の事例のような都市部での販売について、つまり町内に直売所を設置する以外の方法の調査・研究・検討というのを提案したいのですが、その余地はあるのでしょうか。

また、生産者の担い手確保という面から、本年度、本町が取り組んでいる帰農塾の内容と受講者数、また、その方々の今後の就農への見通しの見解を問うものであります。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

もう1つの質問は、議員席のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 本日も昨日に引き続きまして4名の議員の方からの一般質問の通告を受けております。それぞれお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に千種議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

千種議員のご質問、最初のご質問は農業支援の方向性を問うということでのご質問であります。

その中で、まず、徳久バイパス沿いに、以前から計画、構想を持っております新しい農産物の直売所等についてのご質問であります。この構想につきましては、以前の質問でもお答えしましたように、しばらく保留にして検討を加えていきたいということでお答えをさせていただいております。その状況には、今、変わりません。

ただ、保留にしておる原因につきましては、企業庁が構想を発表しました科学公園都市内での道の駅構想、この計画についても、当然、大きな影響が、大規模な施設ということであるということで、影響はあるわけではありますが、しかし、これだけが保留にしている原因ではございません。この件について、もう一度、経緯等を確認する意味でもお話をさせていただきますと思います。

道の駅は、佐用町内には、ひらふくがあるのですけれども、その佐用町において、どうしてもこれから農業振興を行う上では、そうした販売力を高めていかなきゃいけないだろうと、そうした拠点施設が要るのではないかということ、これは以前から、そうした考え方は持っております。

そうした中で、長年の懸案でありました徳久バイパス、あのような形で完成をして、計画をさせていただいて、トンネル化、そして、全く今までルートとして使われていなかったような、かなり荒廃した土地もあるところを道が通るという形で、この徳久バイパスというのは、ちょうど、そのあたりが、佐用町の位置的にも中心、真ん中のようなところに当たります。非常に眺望もいい、日当たりもいい場所ではないかと。

せっかくああした、徳久バイパスが完成する中で、その沿線上、周辺の土地を何とか活用できないかと、このことがもう1つありまして、その活用の方法として、以前から考えていた農産物の直売所と、そういう関連のものができないかなということを考えたところです。

ただ、土地があるからと言って、すぐにこれが活用できるものではないという、土地の開発、造成工事をしなきゃいけない。その造成工事の中で、一番問題になるのは、防災対策、雨水の排水、こういう面をきっちりと、今、整備をしないと、土地の活用と言っても、なかなか活用ができないわけです。

徳久バイパスの建設に合わせて、千種川、川までの排水路の確保、この土地を活用しようとするれば、そういうことが必要になります。工事が完成した後に、大きな土地を、道路を、また、掘削して、水路を大きくするというようなことは、これはもう事実上不可能でありますので、非常に大きなお金がかかりますので、できるだけ、何とか、工事に合わせて県の協力をいただいて、このあたりの土地、開発するところを、土地が活用できるようにしておきたい。まず、そのことが最優先で考えまして、地元の皆さん、そして県のほうに、そういう構想についての基本的な了解をいただきたいということでの話をさせていただきました。

そういうことの中で、現在、そうした造成工事をした場合に必要な排水路、水路等については、確保ができましたので、当然、地権者と地元の同意は、これからですけれども、そうした開発が可能になって、基礎的な準備はできているというふうにご理解をいただきたいと思います。

その後になってしまったのですけれども、やはり、これを今後、経営し、運営をしていく上でも、町内に既存の施設、ふれあいの里上月、また、三日月味わいの里、南光ひまわり館、そして道の駅ひらふく、こうした既設の運営において、当然、これも影響がありますし、また、そういう施設の皆さんで、長年、協力をしていただかないと、こうした新しい施設をつくっても運営ができない。こういうことがありまして、この直売所協議会の皆さんに、協議を後からになりましたけれどもさせていただきました。

その話の中で、やはり、こういう新しい施設ができると、今ある施設の影響が非常に大きい。経営が成り立たなくなるのではないかというような心配する意見。なかなか、同意できないなというお話と、もう一方では、積極的に、今ある、そうした町内の施設の将来を考えれば、何とか、佐用町1つの組織にして、拠点的な、総合的な施設をつくるべきではないかと。現在の農産物の加工、販売、それぞれの施設も、非常にそれぞれが長年努力して経営をしていただいているわけですが、これから、今、施設も非常に老朽化もしておりますし、経営的にも非常に厳しい。そういうような中で、経営組織を1つにしていくべきでないか。そのためには、総合的なものがほしいというお話もありました。

ただ、今回、私が構想しました場所と、それから法律的な規制の中で、1ヘクタール未満の開発でない、土地は、それ以上になると、土地は、大きな調整池をつくらなきゃいけないとか、非常に開発上、制限があります。ですから、駐車場をたくさん持った、大規模なものを建設する用地は、その予定した場所にはとれないということがあります。

そういうふうな非常に、いろいろな問題を、どうこれから検討、協議して調整していくのか。

それと、その中で一番大きな課題としては、現在の直売所等においても、出荷していただく農産物の安定的な出荷というのが、非常に今、難しくなって出荷量が非常に減っている。生産農家が、当然、生産していただく方が高齢になられて、出荷農家も減ってきている。こここのところを、もう一度、生産農家の体制というのをつくりなないと、どこにつくっても、また、今の施設、私は、何とか、今ある直売所等は、それぞれの施設の特色を生かして、存続、継続しながら、野菜等の農産物に特化したものの直売所という、私自身は、そういう構想を、頭の中で持って考えていたのですけれども、そういう今の現在の生産量、生産者の現状、これを将来的に見ると、そうしたものが、もう成り立たなくなるだろうと、そこをもっと強化して取り組まないと、どちらにしても、直売所等の新しい計画というのは、非常に厳しい状況であり、なかなか、それを計画をし、運営をどうするかというところまでの話にいかないというところがあります。

また、県企業庁が計画を持ってつくったわけですが、科学公園都市内での道の駅、これにつきましては、以前にも、ちょっと報告しましたけれども、やはり県としても、な

かなか、そうした販売する、農産物を集めるということが、いっぺんには難しいということも、原因であったと思うのですけれども、当面は、光都の中の光都プラザの中の1画を使って、有機栽培された有機野菜の小規模な直売所を、まず、設置をするということで、今、それができております。そういう程度であれば、大きな、ほかのところみたいな影響というのは、私はないというふうに思います。

ただ、道の駅の構想も先般の播磨高原の協議会があるのですけれども、そこで企業庁の担当者の報告、話の中では、やはり播磨自動車道が完成する32年、そういう全面開通を目指して、従来からの道の駅という構想、これは何とか、こういうものを設置を考えたいという、まだ、凍結をしているので、改めて、そうした計画は、これから進めたいという意向は話されております。

ですから、全く、そうした県の播磨科学公園都市内での道の駅構想が、これもなくなったわけではないというふうに感じております。

そういう状況の中で、何とか、町内の生産農家、生産者、これを強化していく取り組み、これを、まず進めなきゃいけないということで、いろいろと、今、取り組んでいるところであります。

経緯と現状をご説明させていただいて、この新しい直売所等の構想について、今後も、そうした佐用町の今後の農業として、また、生産力を高めると同時に販売力を高め、経営できる農業を、一方では、ああして新しい技術を入れて、施設を建設しているという、こういう中で、佐用町全体の生産していただく作物の統一したブランド化、こういうことも進めていって、できる限り、何とか早く、収益の上がる形で生産者を増やしていく。こういうことに当面努力をしながら、その一環としての販売力の強化の中で、直売所の構想というものの計画も検討していきたいということを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、研修に行かれた美作市での事例、この件についてのご質問であります、美作市におきましては、そうした市内での直売所のほかに、都市部での販売、そこに、今言われた大阪に直売所を設けて、大きな、かなり経営的にも成功をされているということも聞いております。

町においても、そうした町内での直売所だけではなくて、都市部、町外にも、そうした直売所を設置することを、調査や研究、検討を提案したいということなのですけれども、美作市の場合、今、ご質問の中にも述べられたように、今、1,000件ぐらいの生産農家を育成されてきたと、これも、かなりのいろんな努力があって、こういう状態を、今、作り出されていると思うのですけれども、そうした、まずは生産力と言いますか、生産量がかなり確保できないと町外の直売所というようなことは、なかなか町としてもできない。安定した生産、出荷がないと、これは難しいなという感じはしております。

まずは、一番いいのは、やはり地元佐用町へ来ていただくということ。このことも含めて、佐用町内でできる限り、販売が地元でできれば、まずは、そこを目指さなければいけないかなというふうに考えております。

気候や風土や観光も含めて、1人でも多くの方に佐用に来ていただけるように、訪れていただけるようなことを、まず、考えながら、それにあわせて、それ以上の力がついた時に、町外への販売ということ、これも当然、必要なことだと思っております。

現在でも、サテライトショップでの販売、佐用町を訪ねたいとの動きに、そういうサテライトショップでの販売がつながっているというふうに思っておりますので、こうした農産物の生産者を強化、増加させる手段としても町内での販売力の強化とともに、現在、努力いただいております神戸市内でのアンテナショップ等の出荷にも力を入れていただいて、農作物が売れることで生産意欲の向上につながるのであれば、そういう町外への農産物の

販売の強化ということも、これも並行して重要だということは感じております。

また、次に、生産者の担い手確保という面から、先ほども申し上げましたけれども、本年、今、取り組んでいる状況ということのご質問であります。

そうした生産者を増やして強化をし、小規模であっても、多品種で品質のいいものを生産していただける。このことが非常に町内と町外に出たとしても、こうした直売所にとっては一番大きなものではないかなというふうに思います。

そういう意味で、今、帰農塾ということで、できる限り、元々、土地を持っておられる方々、農業も経験されながら、兼業でされていた、年齢的にも定年を間近に控えた方、定年後の方、こういう方に改めて、そうした農業に取り組んでいただきたいということで、帰農塾ということで、今、塾生を募集して取り組んでおります。

現在、取り組んでおります帰農塾には、団塊の世代と言われた 60 歳ぐらいの定年世代を対象にしておりまして、現役時代では、それぞれの勤務、お勤めであった方が、定年を迎えたことを機に、改めて農業へ帰ってきていただきたい。農業に取り組んでいただきたいということを想定して、帰農塾を開設いたしております。

帰農塾には、野菜コースと果樹コースというのを設けまして、今、それぞれ 20 名の方を対象に実習を行いながらの指導を行っております。

野菜コースでは、定年になるまで農業は親に任せており、農業は手伝い程度であったために、定年になって時間があるものの農業の仕方がわからないといった方を対象に、野菜の作り方の基本を指導するカリキュラムで実施をいたしました。

また、果樹コースでは、農業はある程度実施しており、新たにフルーツの生産に力を入れてみたいという考えの方に、果樹の育成技術等を実技指導をしております。

どちらのコースにせよ、帰農塾が一朝一夕に農産物を出荷できる農家の育成につながるかということを期待しても、これは、つながればいいのですけれども、全部の方が、そうしたことにはならないという面もありますけれども、底辺を、何とか広げていきたいということで、取り組んでおります。

即効性のある取り組みといたしましては、もう 1 つの佐用直売所連絡協議会、直売所に出荷をいただいています生産者の方々を中心に、「やさいの学校」というのに期待をしているところでありまして、この「やさいの学校」のほうには、100 名前後の受講生があります。この「やさいの学校」は、現在、野菜等を生産されている農家の方に生産技術向上のための助言をして、技術指導を行うことで直売所に出荷される農家を直ちに増やすことを目的としておりまして、ご好評を得て受講者が増加をしているところでありまして、現実といたしまして、これも、なかなか全ての方が生産物を出荷していただくということには、つながっていないところもあるのですけれども、受講された方の出荷意欲を、いかに向上へと導いていくか、これはやはり 1 つは、販売力と販売したものの価値、高く評価を受けて売れるということ、こういうことが一方には必要だと思うのですけれども、販売意欲を、やはり持っていただけるようにしながら、また、販売意欲を持って、出荷をしていただけるように、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、この農業支援の方向性という中での現在の状況、報告をさせていただきます、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 何点か、再質問をさせていただきます。今回の質問、農業支援とい

うことなのですから、農業支援のみならず、今現在、非常に疲弊をしております農商工の連携ということで、農業以外の分野にも考慮して質問させていただけることを、お含みおきたいと思っております。

それで、最初、まず1点、これは質問を準備しておったのですけれども、ご回答がございました。現在の直売所、町内の直売所での売上げの推移でありますとか、今後の見通しは、どのようにご認識をいただけるのですかということ、聞こうと思ったのですけれども、やはり、先ほどの答弁の中にありました、やっぱり生産力の低下から出荷が減ってきている、将来的に明るくなく、それに対して、対応を、今、しているのだというご回答だったので、それで認識は、よろしいでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのとおりで、なかなか来ていただいたお客さんが、こんなのほしいなと言われても、それに応える品物がないというような状況です。

たくさん、季節によっては、いっぺんに出荷が重なるものもあるのですけれども、やはり、今までのそれぞれの直売所には、それぞれの生産者がずっと長年、生産をいただいて、非常にファンの方もいらっしゃるのです。それで、そういう方にとって、訪れてきていただいた時に、その品物がないと、なかなか後は、足が遠のいてしまうというようなことが、今、現実には起きているというふうにも聞いておりますので、そのへん、経営的にも、かなり厳しい、今、状況になっております。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） そうですね。私の認識、今現在でも、農業、こういった取り組みをすればいいのかということで、これ勝手に僕のほうに名前をつけているのですけれども、小規模集約集荷の農業というのが、この地域での生き残る方策じゃないかなというふうに考えております。

昨日の小林議員の農業支援、小林議員のほうは、生産面のほうでしたね。農地の集約でありますとか、選択等々の質問の中の答弁にもあったと思うのですが、町長自体も、この佐用町の農業を考えた中で、国の施策を聞く、大規模にしていくのが、必ずしも、それが生き残れる方策ではないと考えていらっしゃるというふうな答弁があったと思うのですけれども、その点につきましては、私も同様でございます。

そういった中で、やはり生産力の向上ということに言いますと、やはり新規就農という面よりも、先ほどもおっしゃっていたように、現在、農地をお持ちで農作業をされている方々の生産力、また、出荷力というのを活用していくというのが、一番、やはり確実じゃないかなというふうに思っております。

その中で、課題としまして、やはり農業生産はされているのですが、出荷されていない方に、いろいろとお話を伺いますと、まず、第1に言われるのは、自分のつくっている商品では、商品として価値がないのじゃないかと。出荷できないとおっしゃる、非常に奥ゆかしい方がたくさんいらっしゃいます。

また、そういった方に出荷できますよ。十分、商品となり得ますよというお話をさせて

いただくのですが、その方々としては、やはり今までの大手の農業団体等々の出荷のように、ある程度、数をまとめないと出荷ができないのじゃないかと、いまだにおっしゃいます。

また、荷姿、どういうふうにしたら出荷ができるのか。袋の入れ方1つ、1つ1つの袋に何個入れていいのかというのがわからないであったり、どんなものが売れるのですか。また、価格は、どうすればいいのですかというような方が、たくさんいらっしゃいます。

また、そこまでのレベルに達している方もいらっしゃるのですが、野菜づくり塾に参加された方のお話を聞きますと、その一歩手前、その商品になるために、後1歩生産技術を向上させたら、そこまで到達するよという方が、たくさんいらっしゃるように感じました。

今現在の生産能力の低さというのは、皆さんが売れないから、商品が悪いから売れないのじゃなしに、自分たちの売り方がわからないから売れないというふうに思っている方が、たくさんいらっしゃると思うのですけれども、こういった点、先ほどは、当然、農業塾というか、野菜づくり塾というのを提示されたと思うのですけれども、これも本年1回だけの開催だったと思います。こういった対象者の方々の技術の向上であるとか、そういったところの解消に向けての取り組みというふうには、継続的には、お考えはないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 何としても、こうした出荷物を、これを確保していかないと、現在の直売所自体も、これも本当に、先ほど申し上げましたように、経営もできないという形に陥っていくおそれがあります。そういう意味で、何とか、新たな生産者を育成していかなくちゃいけない。

それには、先ほど、千種議員も申されたように、町内で大規模な農業というのも一方はありますけれども、本当に、今まで、ほとんどの農家で育った方というのは、基本的なところは、既に経験、持っておられるわけですね。それで、自家消費用の家庭用の野菜なんていうのは、つくっておられる方が非常に多いのですね。それをもう一歩進めていただいて、生産量として、やはり商品ですから、どうしても見場というのものもある程度は必要ですし、品質に大きなむらがあるということは、できるだけ、むらのないものをつくらなくちゃいけない。そのあたりが、1つの技術だと思うのですね。

ここは、農業改良普及所なんかの指導なんかもありますし、どういうふうにつくっていったら、品質のいいものが量的にもちゃんと生産できますよ。それには、土づくりをどうすればいいか。あと、時期的に、どういう時期に、どういう作業をしていくのか、こういうことを、教えてもらわないと、そこまで考えて、やった経験のない人も、結構多いのですね。それが、野菜塾という形で考えていただいております。

その後できたものを、先ほど言われるように、出荷をするのに、商品として出すのに、やはり基本的な1つの形というのは、基本はあると思うのですね。だから、束にしたり、どれぐらいにして、量的にもどれぐらいなものにしていくか。それが、今度、最終的には、値段をどうつけるかということにもなりますが、そこへくると、やはりある程度、そうした組織というものをつくって、みんなが共通した情報を持っていただかないとだめだと思います。ですから、それも、そういう組織化を改めてしていきたいということを考えます。

だから、こうしてたくさんの方の底辺を広げた中で、少しでも小規模であっても、つくったものを販売、出荷をしようという方を、改めて募って、その方たちに、ノウハウを商品として出荷するためのノウハウというものを、基本的なところを、また、研修していただく、

学んでいただく、そういう場も、やっぱりつくらなきゃいけないというふうに思います。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） もう1点、再質問させていただきます。

私自身、従前から、生産から販売という部分を力強く提案をさせていただいております。そこで、直売所の意義ということについて考えてみました。

直売所というのは、やはり独自の販路という大きな意味があると思います。これは、どういうことかと言いますと、独自の販路の強みは、最大の点は、価格決定権がこちらにあるということじゃないかなというふうに思います。

我々、商業者として、長年、商売を営んできたのですが、現在の経済におきまして、生産者、これは、農業のみならず工業、商業、全てそうなのですが、従前は、生産者が価格決定権であったり、流通の経路というのを大分示してきて、そちらのほうが力が強かったのですが、現在の経済においては、流通、販売者のほうが、はるかに価格決定権については、大きな力を持ちます。

と言いますのも、農業が今まで食べられなかった。一生懸命やったけれども、農業が成り立たなかったよとおっしゃるのは、やはり出荷をしても値段がつかない。これは、今までの大手流通の中に組み込まれようとする、こういった小さな農業の商品が価格割れの値段でしか取り扱いをしていただけないといった現状が大きな要因であったのじゃないかと感じております。

独自販路、直売所、地元でもそうですし、まだ、生産力がなかなかないので、外には、あまり考えていないという、先ほどのご答弁でしたけれども、独自販路を構築することによって、生産される方の商品が、それなりの値段で、それなりの利率で、パーセントで、生産者に戻る。これが最大の生産能力、生産者の意識を高める要因になり得るのではないかと思うのですが、見解はいかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろんな商品も1つの流通経路があって、そこで値段が決められていく。最終的には、消費者がそれを納得し、消費者が受け入れるかどうかというところが、一番大きな価格が決まっていくところの要因だと思うのですが、ただ、たくさんの流通、大量の販売をしていく流通になりますと、経路に乗せると、そこに大きな経費もかかります。量的には、たくさん販売できたとしても、そういう経費がずっと支払っていけば、生産者、最後に残るところというのは、非常にわずかになってしまって、生産者のほうが、経営的にも成り立たないというような、これもよくある話であります。

そういう中で、直売所になれば、確かに生産者が自分の商品に対して価格をつけるということですが、ただ、これもやはり消費者が、全体の市場が、どれぐらいの価格で、今、動いているか。野菜なんかでも、この9月非常に天気が悪くて、いっぺんに高騰しました。だから、よその直売所なんか行っても、やはり今まで100円でつけていたものを、大根1本が200円、300円という値段で、値札がついていました。

そういうふうに、市場を、やっぱり見ながら、当然、それに合った、消費者にとっても、

割安感もないと、なかなか喜んでもらえませんし、また、品質も当然そうですけども、市場価格との、やっぱり常に情報というものを、しっかりと確認しながら、そういうものの情報をとりながら決定をしていくということ、そのへんは、ある意味では、生産者にとっては、物を生産するだけでなくって、売る喜びというのですか、楽しみ、こういうところにもかかわって、それが、また生産意欲にもつながっていくという面、ここはやっぱり、私は、大きいなど、ただ、生産して、後はもうお任せしますというのじゃなくて、消費者にとっても生産者の顔の見える品物ということにもなりますし、生産者にとっても消費者まで、きちっと自分の思いが届けられると、このへんが、この直売所と言われるものの大きなよさではないかなというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） そして、売るということになったら、以前から僕は、ひまわり祭りの運営について、お尋ねをした時にも、生産と販売の分離はいかがですかという提案をしたと思います。

なかなか農業者が、今までの団体等々の販売では、なかなか難しいということで、地元商工業者というのも、非常に仕事がなく疲弊しております。そういったところで、農業生産から販売という部分に商業者等々の参入を促進するような策も打っていただきたいというのと同時に、先ほど、価格についての情報がやり取りができたという答弁もあったのですが、以前から言っています情報政策の中で、先ほどの野菜づくり塾に関してもそうです。今回、100名を超えらえる方が、たくさんいらっしゃったという、当然、効果的な策なのですけども、一カ所に集まっていただいて、定期的開催をするということになりますと、非常に手間、労力がかかろうかと思えます。ぜひ、地元のメディア、防災無線でありますとか、佐用チャンネルを活用して、そういった方を、今から生産しようとする方、また、生産して販売されようとする方に情報を常に提供していきながら、そういった生産能力を上げていくということが、望ましいとは思いますが、そういったところで地元のメディアの活用というのは是非は、いかがお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、最初に言われました、ひまわり祭りでの販売、これは、期間もある意味で限定された地元の人とお祭りという感覚の中で、生産者が直接出て、今言う販売をするということの楽しみというのですか、やり方、そういうところを皆さん、非常に普段はお金で売るとかいうようなことをされていない方が、その期間、直接、お客さんと話をしながら、自分のつくったものを、その場で売っていくというような、そこらあたりがありますので、なかなか生産者と販売を委託して、どこかでバンと大々的に売るといのは、また、別の直売所とか、そういう形の中で考えるべきかなというふうに思います。

ひまわり祭りの場合は、それはなかなか、それを取り入れるというのは難しいなというふうに思います。

それから、そうした情報を、特に価格等については、言えば、毎日、変動があるわけで

すね。そういうものを含めて、いわゆる農業県、特産品でも出しているところなんかは、そうしたメディア、例えば、佐用チャンネルのようなところで町内の有線テレビとか、そういうものを使って、その日の、例えば、最終的に、価格とは、今日は、こういうふうな、これぐらいな値段で売れますよとか、それ以前に、生産者に対して、天候がこうだから、こういうふうな対策をしてください。世話をしてくださいとか、そういう、いろんな情報を、そうした情報ツールを使って行っているところも、当然、あります。それは、町にとって、そういう方がたくさんできれば、一々、一人一人、そういう連絡を、情報を電話でしたりするのではなくて、常に時間を決めて、そういうケーブルテレビ等も活用するようなこと、こういうこともできる状態になれば、一番いいと思いますけれども、それには、そうした生産者、美作市の例を、広いですけれども、1,000人ぐらいの生産者がいるというような状態まで持っていかれておりますし、町内でも、何百人という方が、そういうふうに取り組んでいただければ、そうした活用も必要かなというふうには思います。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） この件についての最後の質問にしたいと思います。

事例ということで、美作市の事例を提示させていただいたのですが、実は、美作市のほうは、市のほうが、年間約3,000万円ぐらいの運営補助をされているそうです。というのは、事業全体としては黒字になっているのですけれども、それぐらいの補助はしているということでした。

しかしながら、地元で、現在のところは約4億円。大阪から7億5,000万円の売り上げ、約11億円を超える売り上げが外貨として獲得され、地元の1,000名の農家の方に分配されているというのが、今現状だそうです。

当然、事業経営としては、そういった補助がなしに回るというのが一番なのですが、佐用町の場合、外貨を獲得する方法というのは、なかなかございません。そういった形で、農産物を活用して、そういった形で事業をするのに当たって、佐用町が、そういった補助をしてでも、外から外貨を稼げるような事業、産業として、見れるべきなのか。いや、そういったことは、当然、事業として補助なしで最終的には回るようにしないと、そういった事業には取り組めないよなのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その美作市の例の中で、どの部分に、どういうふうな市が助成をして運用したりしているのかというのが、私も、はっきりとつかめないのですけれども、販売をするためだけの経費の中で、その助成をされているのか。農業そのものを生産も含めて、また、販売所も含めてというようなことになると、もっと大きな経費も支援をしている。

例えば、直売所、そこのをつくるにしても、多分、市がつくられる。その維持経費、維持管理費、建設費もそうですし、後の維持管理費、こういうものも毎年、市が公費で負担をされているのか。それによっては、大きく違うと思います。

町においても、いろんな形で、こうした農業面、直売所等の活動においても支援をして

いる部分がかなりあります。当然、加工なんかについては、施設も町が建設をし、また、その維持費、そういう設備なんかの更新とかいうような時もそうですし、多分、千種議員お話のは、3,000万円というのは、流通とか、町外へ持って行くのに、運送費とか、そういう部分で支援をしているというような部分なのかなというふうには思うのですけれども、やはりこれは、販売をしていく、その効果によって、市がですね、町が、どこまで支援をしていくかというのは、活動の内容によって、いろいろと決まってくるというふうには思いますけれども、どうぞやってくださいだけでは、やはりこれは行政と生産者、そして、それを運営している組織、そういうのが一体になって、進めていかなきゃいけないという中で、そうした経費的な面についても、それは、応分のそれぞれが負担をしていくということ、このことは当然ではないかなというふうには思っております。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） それでは、2件目の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目の質問は、外部人材の活用について問うであります。

本町の大きな課題の1つは人口の減少であり、そこから起因し多くの分野でさまざまな課題があることは当局のみならず、住民誰もが周知をしております。

その対策として、定住対策、子育て支援、交通弱者の外出支援等積極的な施策を推進されている点については高く評価をさせていただいております。

そこで、町長に以下の2点についての見解を伺います。

まず1点目、外部人材の活用としての地域おこし協力隊についてです。昨年以前、私を含め何名かの議員がこの一般質問の場を含め、さまざまな場面でその採用や、募集方法についても質問、提案をしてきました。現状としては、本年度からは4名の協力隊を採用されています。先日開催されました行政懇談会での当局の事業説明ビデオの冒頭でも大きく紹介されておりました。

そこで改めて協力隊の従事している分野、業務の内容をお聞かせください。また、全国各地で多くの協力隊が活躍をしていますが、大きな課題の1つとして定着率の低さがあります。採用からまだ半年程度ではありますが、定着に向けての取り組みと現段階での見通しについて、どうお考えですか。

そして2点目は、外部人材としての佐用町出身者を対象とした事業の提案です。これは、活用というより交流に近いのですけれども、現在、定住促進対策として町外在住の方に対して、本町の居住に関するさまざまな情報を発信提供、体験ツアーを企画しUIJターンの促進に取り組んでいます。

加えて町外在住の佐用町出身者の方を対象にした情報発信や集まる機会を支援をしてはいかがでしょうか。現在、年に1回程度ではありますが、東京在住の佐用町出身の方々が任意で東京佐用会を開催され、私も案内をさせて、参加させていただいております。町長も以前には参加をされたと聞いております。その方々の現状は、もちろん個人差はありますけれども、ほとんどの方が、故郷佐用の情報をご存じありません。ただ耳にするのは、佐用町で生活をされている両親や親族の心配とともに本町の将来についての心配です。加えて離れて暮らしながらも支援できることがあれば手伝いたいとの声も多く聞かれます。

そこで今後、佐用町として、このような会へ、特に、この会を具体的に示しているわけじゃないのですが、このような種類の会への参加、運営支援、他地区での設立・運営支援を行うとともに、こういったご縁のある方々の力を、地域課題解決に活用するような事業

としての取り組みは考えられないでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目のご質問でございます、外部人材の活用について問うということのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊についてでございますが、町では、今年度4名の地域おこし協力隊を採用して、約今、半年が経過をいたしました。各隊員とも、本町の気候や習慣にも慣れて、生活も次第に落ち着いてきているというふうに見ております。

4名の隊員は、それぞれ、農業振興・林業振興・観光振興・定住促進、4つの分野において、毎日、精力的に活動をしてきております。

現在の業務内容といたしましては、農業振興分野では、特産加工品の開発の支援や販路の拡大、及び商品のブラッシュアップなどに取り組んで、佐用町の農作物などの販売戦略を考えております。また、協力隊の契約期間の終了後、この終了後も農業分野で自らが生計が立てられるかどうかなどの、当然、そういうことも検討も行っております。

それから、林業の振興分野では、林務全般の補助、及び本人の資格の取得や実務のための研修などを受講して、林業を生かした取り組みといたしましては、シイタケなどの林産物の栽培、また、将来的には販売、こういうことへの事業展開をできないかということも検討をしております。

観光振興分野におきましては、観光イベントの企画・実施、及びホームページやフェイスブックでの観光情報発信などに取り組んでおりまして、先日、開催をいたしました、因幡街道・千種川ロングライドin佐用、サイクリングの催しをして、これには、多数の参加者に参加をいただいたということで、成功裏に終わっております。

定住促進分野では、空き家バンクの整備、移住相談会での相談対応、及び移住・定住のPR活動などの取り組みといたしまして、空き家コーディネーターと共に空き家マップをつくるなど、定住対策の活動に取り組んでおります。

また、一部の隊員においては、休日を利用して、それぞれの活動に応じた関係機関や事業所などで、より実践的なスキルを自ら学んでいるという、そういう活動もしております。

それぞれの隊員が佐用町に、まだまだ、勉強しながらであります、貢献をしてくれておりますが、隊員の契約期間終了後に、これから3年間の経験をもとに、新たな仕事を見つけ、佐用町に定住をしてくれるように、そういうことにつながるようになればということをお願いしているところでございます。

町では、約半年が経過したことを機に、10月に各隊員との個人面談を行って、この半年間を振り返っての思いや現時点での目標などについて話を聞く機会を持ちました。

その中で、4名の隊員は、それぞれ目標や進むペースは異なりますが、協力隊期間終了後に向けて着実に進めてくれているというふうには思っております。

また、現時点において、4名とも期間終了後も佐用町に引き続いて住んで活動したい。そういう思いは、口に、話をしてくれておりますので、そういう隊員の意味、思いというものを、これも生かせるように隊員の活動が、また、それによって、佐用町のいろいろな事業において隊員の協力の中で、より効果のあるものが、活動ができるように、そういうことを考えておりますので、今のところ、隊員においても、そういう自ら、いろいろと積極的に取り組んでくれている、勉強してくれているという、このことが、何よりよかったな。いいなというふうには思っております。

ただ、全国的に見て、全国で約 3,000 人を超える地域おこし協力隊が活躍をしているということです。3,000 人といっても、全国の自治体、1,700 もある中で、地域おこし協力隊が活動している自体は、そんなにはないのかもしれませんが、それでも 1,000 ぐらいな自治体に協力隊がいるとすれば、そこに 3 人ずつぐらいしかないので、全国的に見れば、3,000 人というのは、そんなに多くは、私はないというふうには思っておりますが、そうした協力隊の中で、その町にまた、地域に定着するのは約 6 割というふうに言われております。これも 6 割ぐらいの人が、本当に自分が、若い人が、これからその町、自分の活動してきたところの中で、3 年後にしっかりとした仕事を持って定着してくれるというのは、これは、ある意味では高い定着率かなというふうには思いますが、佐用町におきましては、現在の 4 名、これからも、この協力隊については、どういう人が必要かという、必要に応じて考えたいと思うのですけれども、全員が、そういう形になってくれればなというふうには思っております。

こうした定着をしていくためには、それぞれの個人個人の理由、思いというのがあると思うのですけれども、やはり最もネックになるのは、当然、生活をしていく、そこで生活をしていくための手段、それぞれの雇用、職場、収入の確保、これが一番大きなネックであります。

期間終了後の生業として、よく取り上げられるのが、新しい事業を起業する。新規の就農。また、NPO 法人の設立というようなことがあるわけではありますが、どれをとっても、そんなに簡単なものでは、当然ありません。

また、その収入だけでは、生活できないことが、多いというふうにも言われておりまして、複数の副業を掛け持ちをするケースも多いようでもあります。

また、地域の事業所などへの就職を検討することも、現実的な、これは選択肢としてはあるというふうに思っておりますし、実際、そうした地域での、いろいろな事業所への就職、こういうことも増えているというふうに聞いております。

町では、隊員の今後の就業に向けての支援として、個々の目標に必要なスキルを学び、経験を積むために各関係機関や事業所などへ一定期間研修に行くインターシップの制度も設けて、この制度を活用することによって、隊員がさまざまな知識を得て、就業に向けたイメージを具体化するということによって、さらに、その目標が明確になっていくということ、このことも期待をしているということでもあります。

また、今後は、将来的に起業するために、試験的な事業を立ち上げることを目標とする隊員に対しましては、その事業に対して、町としても各種支援を行う、そういうことも検討したいと考えております。

4 名の隊員期間も残り 2 年半ということになります。今後、隊員それぞれの目標に向かった歩みを進めるため、活動を活発化させていくことに対しまして、町としては、そうした支援を行っていきますし、情報提供、各種支援制度の充実、相談体制、そういう強化を図ってまいります。

ただ、やはり協力隊ということで、佐用町は、その隊員に、今の佐用町のいろいろな事業、これからの佐用町のために、何が協力隊として貢献していただくか、その活動も十分、これは期待をし、また、していただかなければ協力隊の意味が半減してしまいます。

そういう意味で、協力隊に何を求めるか、していただくか。これは、やはり 1 年たって、地域にもこうした生活にもなれて、状況もわかった中で、協力隊そのものの活動における目標、町としての要求もしていかなきゃいけないというふうにも思っております。

そういうことで、今、協力隊のほうは、それぞれが元気に毎日をしていただいておりますので、報告を兼ねての答弁とさせていただきます。

それから、次に、佐用町出身者を対象とした事業はできないかということでもあります。

千種議員がご指摘のように、佐用町出身で東京や大阪をはじめ全国で活躍されている方も、たくさん、当然、いらっしゃいます。大きな事業をされて、いわゆる成功をされた方も、当然、いらっしゃいますし、私も、そのことは承知をしております。

また、その方々の思いというのは、常にふるさと佐用への思いがあること、また、7月に議員さんと一緒に東京佐用会に参加をさせていただいた職員からも、そういう報告も聞いております。私も、そういう方とも、こちらで、佐用で会う場合、また、東京でもお会いするという機会もありました。

そうした方々が、当然、ふるさと佐用を応援をしていただくということは、非常にありがたいことです。

ただ、佐用町にとって、何をさせていただくかというのが、何をさせていただけるかというのが、なかなか、こちらから何をしてくださいということをも、難しいところもありますし、それぞれで事業をされている方にとっても、その事業が佐用町に、どんなことがさせていただけるかなというの、なかなか佐用とは、ある意味ではマッチングしないというようなところもあって、いろんな情報なり思い、また、そういう方々が外から自分のふるさととして見た佐用町の状況、そういうものをお聞かせをいただいて、それはひとつ大きな参考にさせていただいているというのが現状であります。

こうした出身者の方も東京、大阪にもあるのかどうかわからないですけれども、東京に東京佐用会という会をつくられて、定期的に会合をされているというような活動も、今、されております。

その内容についても、情報として、私のほうにもいただいたりしてございまして、これからも、そういう方々との交流ということは、私も続けていきたいなというふうに考えております。

運営支援というものについては、こういう方々、既に自分たちそれぞれが独立して、しっかりと生活されている方ばかりですから、そういうことを望まれているとは思いません。

ただ、そういう機会をつくってほしいという、つくってくれば、こういうこともできますよということもあろうかと思えます。佐用町の情報も皆さんにお知らせをするということも必要かというふうにも思いますから、今後、佐用町への進出したい関連の企業とか、希望者の紹介。また、そうした佐用町にとって、いろいろとほしい情報、こういうことをいただければありがたいなと思って、ぜひ、そういうことをお願いしたいなというふうに思っております。

ご提案を、できればこういうことがどうだというふうにいただければ、非常に具体化に向けて取り組んでいけますので、それぞれが、千種議員も、そういう個人的にも、そうした方との情報交換もされていると思えますので、そういう情報もタイムリーに、また、教えていただければ、非常にありがたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 先ほど、運営支援ということだったんですけれども、それは、私、町長の答弁と同じでございます。先方さんが何かを手伝ってくれというのは、ないと思えますので、情報の受発信でいいのかなと思っております。

この質問につきましては、今後の協力隊の隊員の定着に向けて、さらなる支援をされる

ことを、また、佐用町出身の方々とよりよい関係性を構築して、何か力をいただけることをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（岡本安夫君） 千種和英君の発言は終わりました。

続いて、5番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔5番 竹内日出夫君 登壇〕

5番（竹内日出夫君） 5番、公明党の竹内日出夫です。今回は、災害発生時における避難所運営についてと、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用についての2点について質問をいたします。

まず1点目の災害発生時における避難所運営について質問をいたします。

今夏の台風・大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法に基づき、予防、応急、復旧・復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。

また、地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等を定めており、さらに、多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっています。

熊本地震や今夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことにより災害対応に支障をきたすケースが見られたそうです。国や県との連携や支援物資の受け入れなど自治体職員は、特に初動期において多忙を極めます。この間に職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。本年11月1日付の神戸新聞にありましたように、佐用町は、既に大災害後の業務の復旧順位などを定めた、業務継続計画を作成されています。

さらに、佐用町では、既に災害発生時における避難所運営マニュアルも整備されていると伺いましたが、次の点について伺います。

1つ、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっていますが、本町における災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか、お伺いします。

2番目、既に、佐用町では地域住民が参加した災害避難訓練をされていますが、内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっていますが、避難所運営マニュアルに基づく、避難所設営の訓練の実施状況を伺います。

3つ目、熊本地震では、最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れられました。内閣府の避難所運営等の基本方針によると「被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所支援班」を組織し」とありますが、佐用町では、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなりますか、お伺いします。

以上の点を質問いたしまして、この場からの質問を終わります。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

1 点目のご質問でございます災害発生時における避難所運営についてということで、お答えをさせていただきます。

佐用町における災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているかということですが、災害発生の際には、災害対策本部長は、私が本部長になりますが、住民等に対しまして安全な場所への避難等を促すとともに、教育対策部を通じて避難所運営責任者としてあらかじめ指定した2名の職員に対し、避難所への派遣と避難所の開設を指示いたします。それぞれの所定の避難所に対してということになります。

避難所運営責任者はマニュアルに従って避難所を開設し、準備ができ次第避難者の受け入れを行い、避難所の運営を行うこととなっております。

避難所運営については、災害発生後の初動期である2日から5日間は、町職員及び教職員による運営を主としながら、自治会等の支援を受けて円滑な運営を行うことといたしております。

なお、安定期となる災害発生後、おおむね5日目以降については、各避難所におけるリーダー、班長、世話人等を決めて避難者による管理を依頼することになります。

大規模災害時には、職員を派遣できないことも想定されますので、他市町の応援職員の避難所運営を要請することも考えられるために、事務手順を記した避難所運営マニュアルを定めております。

避難所の開設期間が長期になると予想される場合においては、避難所の管理運営に主体的に携わる自主運営組織を整備し、町職員と施設管理者、自主運営組織のリーダー、自治会、自主防災組織、ボランティア等が避難所運営について協議しながら避難所の運営を行うことといたしております。

次に、2点目の避難所設営の訓練の実施状況を問うということのご質問でございますが、避難所の開設にあたる職員については、避難所運営マニュアルに基づき、毎年、開設の手順や避難物資の備蓄等について施設管理者と現地において確認を行っております。

また、地域住民が参加する避難所設営訓練といたしましては、避難所で避難生活を送る上で起こり得る問題を事前に検討する図上避難所運営訓練、通称 Hug（ハグ）訓練を地域の自主防災組織のリーダーを対象に実施をしたところでございます。

この Hug（ハグ）訓練は、避難者の年齢や性別、それぞれ抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム形式の訓練でございます。

参加者は、この訓練を通して避難者の事情に配慮した部屋割りを考えたり、炊き出しの場所や仮設トイレの配置などについて意見を述べ、話し合いながらゲーム感覚で避難所の運営を学んでいただきました。

次に3点目の佐用町では、避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるのかのご質問でございますが、災害対策本部が設置されますと教育対策部において、避難所支援班を設置をして、各避難所の統括を行います。

避難所には、町の職員を配備し、避難者の状況、生活物資等、避難所における状況を常に把握するとともに、教育対策部へ随時報告を行うこととなっております。

教育対策部は、その中でも重要な事項について災害対策本部に報告を行い、災害対策本部は避難所の状況を把握するとともに必要な事項については対応を取ることとなっております。

なお、大規模な被害が発生をし、多数の方が長期的な避難生活が必要な場合は、職員だけでは対応が困難となります。この場合には多数の応援職員が必要となりますので、災害

対策本部では、他市町に対しまして受援を検討し、兵庫県をはじめ、播磨広域、西播磨、県境協議会など、事前に応援協定を結んでいる他市町へ職員の派遣を依頼することとなっております。

また、大規模な地震などの災害の場合は、近隣の市町村も、当然、大きな被害を受けていることが予想されますので、その場合は、兵庫県から関西広域連合を通じて他府県への支援も要請するということといたしております。

災害は、起こった時に、その避難と、その後のまた、避難所につきましても規模によって、その近隣の状況によって、かなり大きく条件が異なってきますので、そうしたマニュアルというものは、しっかりと持っておりますけれども、現実には、その時の状況をしっかりと把握しながら、適宜、それに応じた対策ということもしていかなければならないということでありまして、ただ、マニュアルだけに頼るということでは、なかなか十分なことができないなということも認識はいたしております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） ほぼ完璧に近い形で、この準備はされていると伺いました。

自治会長、避難所運営を地元住民に任ずということになっているのですが、おそらく自治会長が中心になられると思うのですが、その中心になる方の訓練というのは、そういうことはされておりますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 今、町長からの答弁があったと思うのですが、地域住民が参加をしていただく避難所運営訓練というものを実施いたしております。

先ほど、町長が Hug（ハグ）訓練という形でお答えになったと思いますけれども、避難所運営の Hu なのですね。それでゲームなのです。それで Hug（ハグ）訓練というのですけれども、そういうものを自主防災組織のリーダー、いわゆる自治会長さんが主体になっておられますけれども、そういう方を対象にいたしてございまして、これは平成 28 年の 2 月にしては 56 名の参加を得ております。以上です。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 台風 10 号で被災した岩泉町ですか、避難所運営マニュアルが整備されていたそうなのです。にもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わっていたそうでもあります。このことは、円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことでもあります。

佐用町においては、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再確認、また、訓練をされているようですが、こういった実際に起こった時に、この避難所運営が円滑に運営されるように、かつちりした訓練といいますか、頭上訓練みたいな、ゲームでもよろ

しいから、やってほしいなと思います。

それと、避難が起きた時に、役場の職員とか近隣の自治体の応援を求めるといような話もありましたけれども、これは、その担当課だけではなくて、トイレをとってみますと上下水道課もあるし、廃棄物、施設営繕、汲み取り、清掃等、さまざまな部署の参画が必要です。また、避難者の健康維持を考えると、行政職員だけでは、その支援は不十分で、医療関係とも十分連携をとりながら、避難所の運営に当たってほしいということと、また、避難者の生活を支えるためには、避難者の要望・希望に沿った支援を行ってくれるボランティア・NPO 団体との協働も不可欠だと思うのですが、普段から顔の見える関係を構築していただきたいと思います。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 災害は、その災害の種類、規模、それによって避難についても、なかなかマニュアルどおりいかないところもあると思います。

ただ、基本は、やっぱり初動期においては、町職員、職員が迅速に動いて避難所の開設等、また、最低限必要なことを整えていくという、その後、職員も当然、被災も受けておりますし、職員、なかなか限られた人数で、規模によっては、十分手が回らない。特に、専門職等、この災害を受けた場合に、避難者の生活と同時に、その生活を再建、元に戻していくために、一番大事な、例えば、下水道、水道、こういう施設も大きな被害を受けているということが想定されます。そういうものを早期に復旧を片方ではしていかなくちゃいけない。そういう中で、避難者への、どう支援ができるか。これは、規模によりますけれども、当然、佐用町職員だけではない。そうしたボランティア、また、NPO の災害に対して、いろいろと活動していただく団体も、当然あります。

それから、大きくは、一番、各近隣の市町との災害協力協定というのを結んでおります。

このことについては、町が県に、県が主体、十分にこれを状況を把握して、県に私は、情報をいろいろと報告をして、その報告のもとに応援を依頼していただける。自衛隊を含めて、そういう体制になっております。

ただ、地震等においては、規模によっては、その避難所そのものが大きく破損している。使えないというところも当然あるわけですね。ただ、そのことまで、全部、今の段階で、どこにじゃあどうするかと言っても、規模によりますから、わかりません。

それは、随時、避難所そのものについても、その状況を判断をして、どう対応していくかという、こういうマニュアルでない対応もできる力というのが、これもやっぱり職員は、ある程度、当然、普段のいろんな業務の中からでも身につけておかなければならないということでもあります。そのへんは、本部を当然設置して、それぞれからの情報を、本部にきちっと集約しながら、また、そこから効果的に、的確に指示を与えていくという、この情報の収集と、また、情報発信ですね、このあたりが、一番これが大事なところではないかなというふうに思っております。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 佐用町は、平成 21 年に大災害に遭いました。その関係もあるので

しょうけれども、ほぼ職員の方も訓練されて、いい制度になっていると、私も評価いたします。

災害は、忘れたころにやってくるということがありますので、その訓練も、もうええやろうということでのなしに、町長も言われましたように、年に1回ぐらいですか、やっておるといことなので、これは安心いたしました。

続いて、2点目の質問をいたします。被災者台帳「被災者支援システム」についての質問を行います。

被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成することとされています。

被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害などの災害が発生する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでいません。

こうした実態を踏まえ、内閣府は、地方自治体に対して、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しています。

被災者台帳の先進事例の1つとして取り上げられている被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されています。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居などの被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

システム導入に当たっては、厳しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、いつ起こるか判らないことにお金も労力もかけられない、または、システムエンジニアのようなコンピューターに精通した職員がいないなどの消極的な意見が聞かれます。

しかし、被災者支援システムは、阪神淡路大震災の最中に、職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、導入にあたって、地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣することも可能です。

そこで、次の1点について伺います。佐用町は、被災者支援システムの導入はされているのかどうか伺います。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは次に、被災者台帳「被災者支援システム」の導入についてのご質問にお答えをさせていただきます。

災害による被害が発生をした場合に、災害対策法第90条の3第1項をもとに被災者台帳の作成をいたします。

台帳の作成にあたっては、まずは、被害の状況を迅速かつ正確に把握することが大切で

あり、災害発生時においては、全職員を挙げて被害の把握に努めることといたしております。

災害時に予想される支援業務については予め決められたシステムの中でも対応することはできますが、一時的な支援業務が発生する場合も多くあります。この場合は、パッケージされたシステムでは、すぐに対応できないケースも発生をいたしますので、予めシステムを用意するのではなくて、被災者支援業務や救援物資の管理業務、仮設住宅の設置・管理業務など、各支援業務をそれぞれデータで管理をし、そうしたデータを統合した運用をすることが求められるわけであります。

災害の対応をするのに、対応するその市町村の地理的な状況、また、規模、いろんな状況が違いますので、西宮で開発されたと言われるパッケージが、そのまま、そのシステムが佐用町に適応するというのも不要な業務もありまして、町独自で開発したシステムのほうが町の実態にも適応しており、より細部にわたって、これが効果的に迅速に対応できることになるというふうに思っております。

このことを踏まえて、被災者支援システムの導入はいたしません、事前に予想される支援業務につきましては、早急に対応がとれるように各業務についてマニュアルを作成いたしております。

なお、マニュアルについては、毎年検証を行い制度の変更等実践的な対応ができるようにも改善を行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） このシステムの導入はなされていない。こういうことですね。

先ほど、質問したように、被災者台帳をつくることによって、迅速に被災された方の個人の状況がわかるということで、非常にいい制度だと思っておるのですけれども、また、繰り返し、ちょっと言いますけれども、罹災証明の発行とか、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などの被災者支援に必要な情報を一元的に管理しということなので、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができる。だから、災害は、忘れたころにやってくるというようなことがありますし、ぜひ、こういうものが、私は必要ではないかなと思います。

それで、奈良県の平群町というのご存じだろうと思うのですけれども、ここは面積23.9平方キロメートル、人口約2万人の町なのですけれども、この小さな町で開発されている防災対策は、今、海外から注目を集めている。国連の専門機関で米国に本部がある世界銀行が視察に訪れたこともあるそうです。これは、この被災者支援システムの充実ぶり、住民ボランティアが進める防災かまどベンチの設置活動などを取材して帰ったそうなのですけれども、こういった平群町の取り組みなんかも町でも参考にさせていただいて、ぜひ、このシステムの導入というのですか、そんなに高い技術が要るような業務ではなさそうなので、ぜひとも時間かかっても取り入れてほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 西宮のシステムにつきましては、これまでも研究をしてきております。

その中で、いろいろと我々には適さない部分もある。もちろん、西宮システムが非常にすばらしいシステムだということは、よく説明も聞いておりますし、そういうように聞いておりますけれども、現実に東日本で地震が起こった際、気仙沼市に対しまして、我々の職員が実は、こういうシステムの導入について指導に出ているのですね。2人が行っております。その時の状況を聞きますと、西宮市の汎用的なシステムを、実は、この市も取り入れられていたようなのですけれども、実際、住基ネットのデータ連携とか、そういうものの中で専門的な知識が必要で、なかなか使えなかったようなのですね。

そういうことから、佐用町の職員2人が出向いて、実際システムを、平成21年の時に職員が開発したシステムがございましたので、それなどの経験をもとに指導をいたしております。

その中では、もちろん、議員がおっしゃるように罹災証明のシステムですとか、生活再建支援金の申請業務、また、義援金の支援業務、それから相談業務、また、住宅修繕、住宅改修の関係ですね、そういうものを全部連携させたようなシステムで、住民の方に少しでも住所を打ち出すとか、名前だけ書いていただけるような形にするとかいうような形で、具体的にできる。手も届くような範囲と言ったら言い過ぎかもしれませんが、そのような形のシステムを構築をしたわけでございます。佐用町独自でね。そういうものを使った形のほうが、汎用的なパッケージを使うと、どうしても、やはりデータを連携させるために、どこかのサーバーに入れておかなければならないというようなことも聞いておまして、実際、この近隣で入れているところに聞きますと、毎年、維持管理経費が発生しておりますし、それから導入経費も必要だということ。

また、その後も実際どんなシステムか見たこともなくて、データ連携だけしているというようなことも聞いておりますので、やはり精通した職員が使いやすい形のシステムを使うほうがいいのではないかと。

また、我々には、そういう経験があるということでございますので、そういう形で、パッケージのシステムは導入しておりませんが、さらに個々に対応した個別のシステムで佐用町は対応したいというふうに考えております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） では、この被災者支援システムという名称ではなくて、佐用独自のそういうものがあるということですね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 災害の種類によって、また、変わってくるかと思っておりますけれども、元々、アクセスというシステムがございまして、それで作ったプログラミングは、プログラムというか、そういうシステムはございます。

ただ、これが次の災害に、このまま適用できるかということ、そうではないと思うのですね。また、これをつくり直したり、その時の経験を元にした設計に基づいて構築をしてい

く必要があろうかと思います。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 佐用町がああいう経験もありますし、非常に敏感に、こういう災害に対しては動いておられるということは、よくわかりました。

町長の答弁では、システム導入していないと言われたので、それにかわるものがあれば、やっぱり同じことですから、導入してあるのだなというように認識してよろしいですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ですから、その西宮で開発されて、全国に公開されているものは、私ここは導入していませんということで、それにかわる、ちゃんと対応ができる準備は、当然、してありますということでもありますので、先ほども、私もそういうふうに申し上げたと思います。

なかなか西宮で開発されたものは、西宮では、それぞれがうまく活用したとしても、それをパッケージとして持ってきた時に、今、担当課長が言いましたように、いろいろな運用をしていく上で、いろんな問題が発生して、佐用町も規模的にも、やっぱり小さな町ですから、そういう中でも、それぞれのシステムをうまく、当然、情報管理をしていけば運用ができますので、そういう対応は、準備はきちっとしながら進めているということをご理解いただきたいと思います。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 被災者支援システムという名前ではなくて、佐用町独自のものが開発されているということを伺いました。

さらに、完璧に近づけるシステムをつくろうとすれば、こういうことが載っておりました。

今、つくっておられるシステムをもとにして、民間企業に導入の支援といいますか、それをもっと完全なものにするために、民間企業に委託しても 20 万円から 50 万円弱しかかからんというようなことが載っておりました。

それで、平成 23 年当時ですけれども、埼玉県の桶川市では約 21 万円、福井県敦賀市で約 46 万円かかったようなことがありますし、やはり災害が起きてから、災害の種類に合わせて、このプログラムをつくりかえるのではなくて、予想できる災害に対応できるような、やっぱり何種類かの、そういういったシステムを開発してほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も、あまりそういう点について、詳しくないのですけれども、先ほど申しましたように、災害によって、状況によって、なかなかマニュアルどおりに対応すると、かえって、いろんな問題が生じる。その時を見て、適切に判断しなきゃいけない。だから、そういうシステムにおいても、先ほど、課長も言いましたけれども、そのシステムそのものも、長年、いつ起きるかわからない。それは、10年先になるのかわからない。そういう長い期間でなると、その維持管理したり、十分に日ごろから経費もかけておかなきゃいけないわけですね。そして、それがそのまま使えるかどうか逆にもわからない。だから、基本的なことは、ちゃんときちっと持っていて、後は、十分にその時の状況を見ながら、変更もできる。対策ができるという、こういうもので備えていかないと、この災害というのは、なかなかきちっと効果的な対応ができないのでは、逆はないのかなと思っておりますので、民間のところ、そういうシステムをお願いするとか、それは会社にとっては、そういう管理をするほうなので、20万円でも50万円でもシステム管理料という形で収入になれば、やってくれますけれども、ただ、それがその時に、そのまま使えるかということ、そうではないということがありますので、町ができる、今、佐用町にとっては、そうした経験のもとに、既に、それぞれの業務において、そうしたプログラムをつくっておりますので、それをうまく使っていくということが、これは町にとっては、一番いいことかなと思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） いろいろお話聞かせていただきまして、ありがとうございます。災害が起きた時に機能できるようなシステムを開発しておいてほしいなと思います。これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（岡本安夫君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。お諮りします。ここで昼食等のため休息をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休息をとり、再開は、午後1時15分とします。

午前11時52分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。9番、山本幹雄君の発言を許可します。

〔9番 山本幹雄君 登壇〕

9 番（山本幹雄君） 9 番議席の山本です。

本日は、3 点の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日、今日と大変疲れておりますので、できるだけ簡単にやりたいと思っておりますし、町長のほうの答弁もできるだけ簡単によろしくをお願いします。

1 番目といたしまして、西はりま天文台から田和地区への道路整備をしてはどうかということで、西はりま天文台から田和集落に行くには南側をぐるっと回り来見集落を通過して行かなければならず、かなり大回りになります。しかし、地図を上から見れば天文台の南側から西側へ道路を整備することにより田和集落までの距離がかなり近くなります。この道路が完成すれば天文台、田和集落、大木谷集落と一体的な事業の運営ができるのではないかと考えます。

夏に行われたスターダストのイベントにしても、また田和地域、大木谷地域で行われるイベントにしても活用範囲が広がるはずで、そして、天文台の南側から西への道路を整備すれば途中、平たんなどところもあり駐車場のスペースがとれるとのこと。

今後、天文台行事等を考えた時、この道路を整備する必要があると考えるが町長の考えを伺います。答弁、よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

私の答弁が本当に長いということのご指摘だと思うのですが、簡単に答弁をということでもありますので、できるだけ簡潔に、簡単に答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問の西はりま天文台から田和地区へ通じる道路、新しい道路を整備をしてはどうかという提案ということになりますが、ご質問に対してお答えをさせていただきます。

この西はりま天文台から田和地区へ通じる道路といたしましては、今、ご質問の中でもありました、現在は、天文台から町道来見大撫線を南へ下り、町道パイロット幹線で来見集落を通過して田和へ通じる町道を利用するというルートになっております。

ご指摘のように道路、地図上で直線距離にしますと、非常に近い位置関係にあるわけですが、ただ、山でありますので、高低差が 50 メートルくらいあります。車が通行できる道路を計画するといいたしますと、どうしても道路延長が車が通れる勾配等を勘案していきますと 800 メートルくらい新設のところでもかかるというふうには、建設課のほうでは、一応、調査をしております。

天文台は、ご存じのように、大きな世界的な反射望遠鏡、天体望遠鏡を備えた施設であり、また、天文台公園としての活用もできるわけでありまして。

天文台の事業といたしましては、1 年間通して、いろんな事業が行われておりますが、大きな事業といたしましては、5 月にアクアナイト、8 月にスターダスト、12 月にはキャンドルナイトのイベントを行っております。今年 8 月のスターダスト、天候にも恵まれましたので、今年は非常に来園者が多くて、約 6,000 人の方が天文台に訪れていただいたところでもあります。

ただ、天文台の来園者、昨年の実績でありますけれども、年間 5 万 9,000 人余りとなっておりますので、以前、天文台ができた当時と比べますと、かなり利用者も減っている現状であります。

先ほど申しましたように、西はりま天文台、世界的なこうした施設でもあり、もっとこ

の天文台を活用して、活用を図ることを、また、来園者を増やしていくことの必要性というところを感じているところであります。

一方、田和集落、また、大木谷集落では、棚田百選にも選ばれたところであり、そうした棚田を守りながら田植え、稲刈り、収穫祭、餅つきなど年間行事を棚田オーナーやボランティアの皆さんとの交流として継続的に行われておりますが、参加者は、当然、そうしたオーナーやボランティアの皆さんということで、限られた方で、そんなに多くはありません。

また、大木谷にしても田和にしても、ああした山の斜面でありまして、土地の狭いところから駐車場は、どうしても、そこにスペースがなくて、大きなイベントを行うことはできないと考えます。

こうした、新しい道路、道路は整備することによって、新たな可能性というものが生まれ、いろんな活用も、便利で活用もできるということは、十分承知をしておりますが、天文台と田和地区、また、大木谷地区、この一体的な事業展開ということについては、なかなか、今、それぞれが行っている行事の内容や、また、その性格、そういうのが違いますので、一体的な事業展開を図るといふこと自体、具体的には、非常に難しい点があるかと思えます。

また、このご提案いただいた、この道路を建設しようとした場合、以前、大撫山には、たくさんのパイロット道路ということで、道路が大撫山の中につくられております。そうした道路も、今、なかなか十分に使われていないような状況であります。今回のご提案のルートにつきましても、そうしたパイロット道路を活用しても、新設部分が、先ほど申し上げましたように、800メートルぐらいは必要となり、相当の当然事業費、建設費がかかるということ、想定をされるわけです。

そうした、費用対効果を考えた場合に、ご提案のこの道路、こういうものを、すぐに、この事業化することは、今、できないのではないかとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、この場での簡単でありますけれども、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 費用対効果の問題で、なかなか難しいということでもありますけれども、実はこれ、私、よく行くのではありますけれども、そんなに詳しいことはないのですけれども、ある時に、ある方から、ここにこういう道路つくったらええん違うん言われて、携帯の地図で見ながら、その人と話しよって、その人が詳しい人で、途中で平たんなどころがあるんやと。ここを駐車場なんかにしたら、スターダストのイベントなんかの時でも、これ使えるからええよと言われて、ああ、そうやなど、一生懸命2人で話したのですよね。

それで、8月のイベントの時にも、ずっと私、あの時、2回、上がったたり下りたりさせてもらって、その時にかなりの車がありました。こんなに来るのかなと思って、ちょっと、びっくりしたことがあります。これだけ来たら、これちょっと、通行の面から、交通の面から考えても、ちょっと、よくないなというのがありました。

今現在だったら、はっきり言って、中山から上がる部分と長尾ですか、あそこから上がる部分と、2カ所からで、だいたいしていると思うのです。

けれども、今言うた部分をうまく使えば、大木谷のほうからも上がれますし、田和のほうからも上がれますから、交通のあれとしては、こちらから上がって、あちらからおりて

きてくださいとか、そういう言い方もできるし、その高低差は、ちょっと僕も地図で見ただけで、よくわからなかったのですけれども、その方が言うのには、途中で平なところがあったりするから、非常にこう駐車場にしたりできるし、いいよここはという話伺ったもので、それであるならば、駐車場もあの時、圧倒的に足りませんでした。もう全然足りない。

だから、そこを駐車場にしたからといって、十分足りるということではないのはわかるのです。絶対、あの時来たら足りないと思いますけど、少しの緩和は十分できるだろうと、交通の面と、それから駐車場の面が、少しでも緩和できるという面と、今であれば、非常にやっぱり遠い、イメージ的に、かなり回らなあかんと言うからありますけれども、800メートルぐらいであるならば、実際問題、歩いて、あの天文台へ谷口園長が言うておったのを聞いて、話、その後しておったのですけど、佐用駅から歩いて上がりよったんです。たくさんの方が。それを思ったら800メートルぐらいなんかすぐですよ。

確かに、お金かかると思いますよ。今から用地買収して、整備してしよったらかかりますけれども、僕、先ほど言いましたように、天文台というのは、佐用町の宝じゃなくして、日本の宝、もっと言うたら、公開天文台としては、世界一ですから、そういう意味では世界的な宝になるのだから、そこらへんを吟味して考えたら、これが費用対効果として、佐用町の名前を売る上において、高いか安いかと言ったら、私は、安いんじゃないかと思います。単純に道だけじゃなくして、単純に道だけだったら、それは高いですよ。そこらへんを考えて、もう一度、町長の考えを伺いたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 費用対効果ということについては、本当に、いろいろな分析評価の中で、考え方もいろいろと評価が違ってくるとは思います。

一概に、利用者がどれぐらいというだけでは、効果も図れない部分もあることは、十分承知しております。

また、そうした駐車場が、元々天文台そのものの駐車場というのが、設置する時から非常に狭いということで、イベント等の時には、周辺の道路を片側駐車にしたりして、工夫しながら、これまでもやってきております。

ですから、新たな駐車場ができれば、あれば、それは非常に便利で使いやすいということ、このことは当然だというふうに思います。

第2駐車場として、下の用地、また、県有地、そこを駐車場に全面的に整備もしていただいているわけです。ただ、あの第2駐車場というのですか、下の駐車場は、天文台とは、かなり距離がありますので、利用者にとっては、非常に使い辛い駐車場だということも確かです。

ただ、田和、また、大木谷にしても、あそこはずっと、集落内県道なのです。特に、大木谷のほうにおりる道なんかは、県道がまだ、全然、昔のままで、狭い県道です。だから、都市から来られた方とか、一般来られた方が、特に大型車なんかは、ちょっと危険な危ないところがありますので、あまりあの道を推奨することはできないなということもあります。そういうところから考えなきゃいけないなということもあります。

それと、今、言われるように、元々、大木谷に近いので、ハイキングとか、上へ登山、登る遊歩道です。遊歩道としてのものの整備、それは既に、当時から考えて、大木谷や田和との、そうした連携については、遊歩道というものがあります。それも、あまり使っていないので、非常に荒れているというふうには思いますけれども、そういうものも、また、

改めて整備をするというようなことも必要かなと思います。

途中に、確かに、あの地形見ても、平らなところがあるのですね。ただ、平らなところがあるから、余計に、その距離が、その部分では平に行きますから、全体の高低差 50 メートル以上、通常車が通れる平均的な坂道をつくろうとすると、かなり距離をとって、勾配調整をしないと建設ができないというのが、専門的な職員の分析です。

そういうことで、今の現段階において、それを即事業化するということまでは至らないということをご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） すぐにどうのということになると、なかなか難しいかもわかりませんが、確かに大木谷のほうにしても、道は県道で細い。私も選挙で通りますから、よく理解もしていますし、それ以外でも、たまに通らせてもらいますので、細いのはよく理解はしていますけれども、ただ、やっぱりこの前のイベントを見た時に、もうちょっと、これだけの人数が集まる。それだけじゃなくして、5月にも12月にも、今度またあるわけですが、そういった時に、やっぱりもうちょっと全体的に天文台だけというよりも、周りリンクしながら、うまいこと使えるようにしているほうが、もっと行きやすくしたほうが、今であれば、実際の距離より、ぐるっと回る分だけ、ものすごく意識として遠いわけでありませぬ。

やっぱり、そこらへんは、ちょっと解消したほうが、今現在、大木谷にしても、棚田百選とか言いながら、そういうことの活用しかできていない。できていないのが現状だと思います。

けど、これをうまいことリンクして、うまいこと両方を利用すれば、もっといいアイデア、どんどん出てきて使いやすいものがあるのや。できるのじゃないかと思います。

そういうことが、佐用町の1つ1つの少ない財産を増やしていく1つかなと…。

今、過疎化問題、人口減の問題、僕らが特に、普段から言っているのは、考えているのは、この佐用町をどう守っていくかということなのです。基本は、そこなのです。そのために、どうしたらいいかという方策の1つがこれなのです。

だから、こうすることによって、ちょっとでも佐用町をうまいこと、街の人いうのか、佐用町ってこうやなとか、そういや田和とあそこで、いろいろやっておると、天文台、すぐそこやから天文台で泊まって、ちょっと、こっち行ってみようかとか、そういうことを、どううまいことして行って、佐用町の発展につなげ、人口減少をとめるということにつなげていこうかということの1つじゃないかと思います。

この後、温泉の件なんかでも質問させてもらおうと思いますけれども、そこらも結局は、佐用町のこの過疎化をどうとめるかということの1つなのですけれどもね。

そういう意味で、今、費用対効果という、単純に道つくって、単純に、今、使うだけだったら費用対効果としては高いものかもわかりませんが、佐用町をどうPRしていくか。今、PRビデオみたいなものをつくろうとしているはずなので、そういう時に、うまいこと、佐用町はこうなので、こういうふうに行けますよ。歩いて、距離は、ちょっと高低差がありながらも800メートルで行けますよということになれば、また、街の人に訴える効果は大きいんじゃないかと思うので、そこらへんで、もう一度だけ、ちょっとしつこくなりますけれども、町長の考えを伺いたいなと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 気持ち、考えは、私も、当然、議員と同じです。いかに自分たちが持っている、この財産、資源をどう生かしていくかということで、その生かし方というのは、いろんな方策がありますけれども、全てのことができませんし、どうしても、今回のこういう道路についても、本当に、いろんなことをするための道路というのは、もう基盤的な資本ですから、道路があれば、必ずそれは何らかの効果はあるということは、十分、わかっております。

そういう中で、今、すぐにこれを行うことができるかどうか。これは、ほかの事業も含めて、相対的に事業計画というのを行っていかなきゃいけませんし、1つは町道という形でありますけれども、その町道にも町民のいわゆる日々の生活の中で使われる道路、こういうところも、まず優先的には整備していかなければなりません。

今、800メートルと言っているのは、そのパイロットの道路のところまで持っていくのに800メートル。そこから田や大木谷のほうまでは、まだ500メートルぐらいあるのですね。ですから、パイロット道路にしても、以前、そうして大撫山開発ということで、栗園とか、そういうものが次々とあの中で整備されて、そこに道路がずっと整備をされたのですね。もう30年、40年前ですか、そういうのも実際に舗装までされてあるのですけれども、相当、これも傷んでおります。

実際に安全に、特にそうした町外から来ていただく観光客への道路ということになると、相当安全な形にしていかなきゃいけないと、そういう意味でも、相当の経費もかかるということもありますので、今すぐに、これを事業化することについては、私は、ちょっとできないというふうにお答えをさせていただきます。

[山本君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 経費的なことを考えたら、今すぐにできないということは、一応、了承させてもらいまして、ただまあ、将来的に見て、佐用町の財産を増やすという意味においては、長い目で見ると、こういったこともあるし、検討課題として頭に置いておいてもらいたいなということで思います。

今回の質問は、この手の質問は、これで終わらして、続いて猿害についての質問に移らせていただきたいと思います。

猿害は以前から問題になっておりますけれども、地域的には三河地区が、その被害が特に甚大と聞いております。

そこで伺いますけれども、被害状況は、どのように把握しているのか。

そして、2番として、猿の生息数は、今、どれぐらいと把握しているのか。

3番として、猿園から離れた猿の状況、生息数はどれぐらいなのか。

4番としまして、今現在、猿害に対する対策をどのように行っているのか。

5番としまして、一番肝心なのですけれども、今後、どのように対策をしていくのかという点について、町長の答弁をお願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの2点目のご質問でございます猿害についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の被害状況はどのように把握しているかということでございますが、猿の被害につきましては、被害者の方からの通報を受けた後に、現地で被害状況を確認を担当者がしております。被害が主に家庭用消費の野菜とか果樹、こういうもの、被害そのものはなっておりますので、この被害額という点について、この金額を、なかなか算定をすることができませんので、被害額として幾らぐらいと言われると、今のところ、それが算定できないということでもあります。ただ、そうした家庭菜園なり、また、家の果樹、そして、いろいろな食べ物だけではなくて、瓦をめくるといような、その下にいる虫を食べるといふこともあるのでしょうかけれども、そういうような被害も出ているということも、私は聞いております。

次に2点目の今、猿の生息数はどれくらいであるかということですが、平成27年7月の県の計測で、77頭ということになっております。ただ、この生息でありますけれども、以前からの瑠璃寺の猿園だけではなくて、群れが別になって三河の特に河崎あたりを中心に出没しているということでもありますので、それは、また、別ではないかなとも思います。

3点目の今、お答えなのですけれども、猿園から離れた猿の状況、生息数はどれくらいかということですが、猿園から離れたかどうか、そこからというのは確認はできないわけですが、河崎集落付近に、これは20頭ぐらいな集団として出没しているということを確認をしておりますし、また、三河ではなくて、海内集落ですね、それから町内ではないのですけれども千種のほう、そちらのにも、だいたい3、4頭みたいな形で、いわゆる個体、ハナレザルのような形の個体が確認をされております。

次に4点目の今、現在、猿害に対する対策はどのように行っているのかということですが、昨日も平岡議員からのご質問にもありまして、そのお答えをさせていただきましたけれども、同じようなお答えになりますけれども、被害報告のある船越農会に囲いわな1基と猿用小型わなを2基、河崎自治会に対しては、囲いわな1基を貸し出しをしております。このほか花火による追い払いを行っておりますし、今年は、新たに轟音玉といわれる大きな音をするものを使いまして、追い払いを3回、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを、今、月2回ということを開始しております。

次に5点目の今後どのように、これを対策をしていくのか、予定なのかということですが、猿の出没の通報を受けてから、職員が現場へ到着したところには、猿は、そこにはもういない場合が多くて、対応が、なかなかできないのが現状であります。地域による追い払いを猿が出没した時に即時で対応していただき、人と猿のすみ分けを図っていくことが一番効果的であり、大切だというふうに考えております。

また、関係自治会から有害鳥獣捕獲の要望があれば、これ銃器による捕獲活動もできますが、これも猟友会と要望があった場合の実施について協議をしており、実施体制もつくっているわけですが、なかなか、この銃器による捕獲としても、猿が人家の近くに当然出てきておりますので、銃が使えないということで、実際に効果的な駆除ということができないというのも、これも猿の今の猿害の対策の難しいところであるということもご承知おきいただきたいと思います。

以上、現状について報告をさせていただいて、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 昨日、平岡さんの質問と結構ダブったりしているのですが、その中で、ちょっと僕知らなかったことがありまして、平岡さんから、ああそうなのかというのを聞きながら感じたのですが、県のほうでニホンザルの管理計画というのがあります。その中の2番目で、期間とか平成27年5月29日から平成29年3月31日とあります。

それで、対象地域というのは兵庫県全域とありますので、これは、当然、佐用町も入ります。

佐用町として、この計画に則った、どのような管理計画をつくっているのかというのを、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは県が県下動物生息、対象動物を決めて、動物研究所がいろいろと生息状況を見て、県で計画をつくる。それをもとに駆除と、例えば、県から許可をいただく、例えば、今回、熊だったら1人1頭ですよとか、猟期がいつまでですよとか、そういう形になりますので、町独自に、これをどう管理して行くかという、また、改めて、そういうものは、特段別の管理計画というのはつくっていないというふうに思っております。課長、それで…

〔農林振興課長「防止計画（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 防止計画はつくっているはね。防止対策。どのような防止、駆除をするとか、猟友会との話とか、そういう計画はつくっておりますけれども、頭数を幾らにするかというような管理計画はつくっていないと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） そしたら、佐用町でも猿が多い時、少ない時、町長のほうから猿がどれぐらいかいうのを、ちょっと聞きましたけれども、一番多い時で130頭ぐらい実はおるのじゃないかというのを、ちょっと聞いたりもしたのですよね。地元の人から、今、猿管理されておる人が130頭ぐらいじゃないかというような話も聞いたりしたので、実際問題、どれぐらいおるか、僕らもわからんところもあつたのですが、町として、一番適正なのがどれぐらいで、今おる、実際おるだろうと言われておる差というのは、どれぐらいかいうのはあるのですか。適正な…。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 適正ということが、何を基準に適正かということで、非常にこれ難しいところで、判断がわかれるところだと思うのですね。こういう動物を、野生動物を県においても全部駆除してしまうというのではなくって、当然、これも保護しなきゃいけないという、だから県の計画も管理保護計画なのです。

被害が、じゃああるという実態の中で、これは適正だから被害があってもいいというわけにはならないし、実際、昔、もっとたくさんいたというふうに、今、ちょっと、私も昔どれぐらいいて、どれぐらいどうなっていたのかということ、よくわからないのですけれども、そのころに、どれぐらいの被害があったとか、しかし、今、そうした猿園にいるのが、そこから群れがわかれたのか、また、以前からいたのか、それもはっきりしませんけれども、この頭数が、例えば、50頭が適正かといっても、50頭であっても、そうした群れが出て来れば、これ被害が出るわけであって、なかなか頭数を何頭が適正かということは、これは、県は、1つこれを動物が絶滅しないように、そういう自然界での野生動物の頭数というようなものが、何か科学的に、どうもいろいろと計算があるのかわからないのですけれども、そういうことで出しているようです。

だから、例えば、熊なんかにつきましては、このままでは絶滅するという禁猟になって、一番少ない時になると、兵庫県下に300頭とか400頭とかと言われたと思うのです。これは800頭以上になったら、この頭数を制限すると、そういうことで管理をするのだというような計算をされておるのです。

鹿においても、兵庫県下、今、いろいろと動物センターそのものもいろんな数字を出されるのですけれども、10数万頭から、今、30万頭ぐらいいるとか、35万頭だとかというようにも言われます。それで、今、年間3万5,000頭、そして4万頭の駆除を目標とすると。それは、目撃する件数、1人の人が出て行って、山に行くと1日に1頭目撃すれば目撃1になるらしいのですけれどもね、それ以下にするというような、そういう指数なのです。

ですから、被害があるなしとかいうことではなくて、動物、生物としての種を絶やささない。そのところの被害がない。ぎりぎりのそのへんは、どういう数字かというようなことで出されておりますので、猿については、特にまだ、そういうことについては、県としても、なかなか数字的には出しにくいところがあるのではないかなと思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） ここ対策とらなあかんというのは、今現在、かなり被害が出ているということで、それで、県の管理計画というのは、当然、絶滅してしまうということが一番いいというわけではない。これは当たり前のお話なのですけれども、ただ、今現在、今、町長は、27年の7月現在で77頭、はぐれが20頭ぐらいと、あと千種のほうに3、4頭が出ていると言われましたけれども、はぐれも2団体ぐらいあるのではないかというようなことも言われています。

それで、一番肝心なのは、対策をとるためには、現実、現状がどうかという部分で、現状をもうちょっと認識してもらって、現実問題、本当に地元の人が最近困っているのを聞いています。

だから、現状どうなのか。僕たちの住んでいるところは、ちょっと離れているから、実際問題、実感としては、なかかわきにくいのですけれども、三河の人は、非常に困っているというのを、ちょっと、最近、よく聞いています。写真なんかも撮りました。

その中で、今、轟音玉言うたのですか、これこの前投げた。それで、投げたらすごい音がするいうて言うのです。それで、その後、三河の人が、別々に聞いたのですが、一週間ぐらいして聞いたのですが、そしたら、あれ以後出て来えへんになったとは言われていました。そのかわり、びっくりするような音がした言うて、投げたFさんが、すぐこないさしたもので、僕は何しよんかなと思って見たら、その後の音の大きさに、僕もこないしておくんだって言うてましたので…。

ただ、問題なのは、追い払うことは、割と容易だと思うのです。

例えば、県のこういう資料を見ると、例えば、追い払い犬がおって、犬で持って放すとか、そういうのは可能なだろうけど、ただ、三河で追い払って、海内でいっぱい出たと。これ意味がないのです。これでは困るのです。

それで、ここでやっぱり、どう減らすかということが、今一番肝心なのかな。そのためには、やっぱりある程度の適正数いうのも、だいたいどれぐらいというような目標立てながら、それに向かって減らしていくんです。今、77頭言うたんだったら、せめて50頭ぐらいにせないかなかなと思います。

そういうことから、はぐれ20頭だったら、やっぱりはぐれも何とかとらなあかなんというのが出てくると思うのです。

それで、実際問題、昨日、平岡さんも出したので、僕も昨日帰ってから、県のホームページを見て、いろいろ調べたのですけれども、これ見たのですよ。これが県の猿のとったやつです。これを見ると、圧倒的に減っている時もあるのですよね。これ力入れてとった時は、ここなんやないのわかるのです。もう明らかに、そこと全然違うのですよ。

例えば、洲本なんかだったら、ほとんど、平成7年までゼロです。平成8年で1頭、平成9年で1頭、平成10年で50頭、平成11年で24頭、平成12年で17頭、平成13年で4頭、平成14年で29頭、その後、ガクッと減る。

それから、朝来なんかでもそうですね。平成8年に115頭やけど、その後はない。それから、その前も少ない。ところが、ずっとして、いきなり平成15年から2頭、平成16年15頭、平成17年10頭、平成18年6頭、平成19年10頭とって、いきなりまた、増えてくる。

それで、一番問題な、この佐用ですけど、佐用でもどうかと言うと、平成元年1年から12年までは多い。それからガクッと減る。

だから、これを見ると、これ明らかに捕獲に力を入れた時期というのは、ここは入れたんだなとわかるのです。でないと、こんな数字は、まず出てこないと思います。

だから、これが明らかに捕獲に力を入れた時期には、これだけとれるということだったら、ちょっと佐用ももう一度、捕獲に力を入れなあかん時期に、ちょっと来ておるのかなと思うのですけれども、どうですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私も十分、そうした知識なかったのですけれども、以前に、かなりの頭数を捕獲している。言っても、そのころは、猿園も、それぞれたくさんいて、今、話を、昨日の平岡議員の話聞きますと、そういう猿園の中で、頭数制限みたいな、増えすぎ

ると困るので、そこで捕獲をされていたのかなど。なかなか、集落へ出てくるとか、そうしたところで多分、そんなに捕獲をされたということは、私もあまり聞いていませんし、猿というのは、なかなか捕獲しにくいということで、群れになっているところの、その場所で餌づけをした中で捕獲するのは、かなり簡単に捕獲をできますよね。そこらあたりの捕獲の仕方、その実態というのは、よくわかりません。

ただ、頭数を減らさないと、確かに、追い払いだけ、その時の効果はあるのですけれども、よそへ当然、餌を食べに回ります。

ただ、県なんかに、今、相談して、指導受けても、なかなか捕獲していることよりか、まず、追い払い、追い払いということの指導というようなことがあるのですね。常に、そういう継続してやると、猿も、そこが住みにくいということで、言えば、ほかへ行くのだと。それで、その被害は、軽減できるということ、これはわかるのですけれども、確かに、ほかへ行けば、ほかがまた、同じようなことをする。

だから、今、既に、先ほど言いましたように、千種のほうに、かなり回っているということ、千種の方から佐用の猿が来て困るんやというようなことも、私も言われましたけれども、なかなか、そうした状況で、捕獲をしようとしても、非常に知恵が高い、知能が高いですから、捕獲もしにくいところも現実ありますので、よそでの例、以前は、私は、猿というのは、それほど大きな被害ということまで出ませんでしたので、イノシシや鹿、これが中心だったのですけれども、神河町ですね、昔の大河内、長谷というところがあるのですけれども、あそこは以前から猿の被害で非常に悩んで、しょっちゅう町長も猿被害対策、県なんかの要望なんかでもされておりました。そこにおいても、やはり主流は追い払いなのです。

だから、そのへん、そうかと言って、じゃあ、どんどん増えますかと言ったら、猿も自然に、そんなにいっぺんに増えるものじゃないのだと。割合、頭数的には、それほど大きく上限せえへんのだというようなことも、そのころは聞いていたのですけれども、そうした今、三河、船越あたりに生息していた猿。確かに、これが餌づけをされているという点も1つは、ほかとは違うところがあります。そのことも、どう後になっていくのかということも1つも問題、課題だとは思いますが、現実、当面は、被害出ている集落の中に出てきて危害を加えたりというようなことがあれば、追い払いということも1つの大きな対策としては、これもやっていかなきゃいけない。

それから、先ほども答弁しましたけれども、猟友会の方にも、これ捕獲については、お願いはしておりますし、これは猟友会としても受けていただいています。なかなか、それも銃が使えるところがないというのがあって、難しい点があるのですけれども、それが使えればやりますというふうに言ってもらっておりますので、1つは追い払いと、捕獲、この両方でやっていかなきゃいけないなと思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 確かに、大河内もここに出ているのですけれども、群れが3つあるのですか、だから、あそこも大変だろうと思います。

それと、1つちょっと町長の言われておった中で、佐用のほうが、今、船越の瑠璃寺の園の中で、つかまえよったからつかまえやすかったんだみたいな感じの発言がありましたけれども、これ捕獲のやつを見ると、大河内なんかでも、ずっと先ほど言うた中で、平成15年からガッと増えているのです。それで、一番多いのは平成22年に74頭とお

るのです。大河内はね…これ野性の群れです。

それから、例えば、篠山のほうでも、篠山は割とずっととっていますね。昭和 60 年ぐらいから、ずっと毎年、それで多い時には、平成元年の 86 頭、平成 4 年の 52 頭、最近はちょっと、とるの減っているみたいですけどね、それで、これも全部野性ですから。美方なんかでも、一番多いのが平成 20 年と 21 年、これなんかでも野性です。だから、実際問題、野生のやつも、実際たくさんとっているということなのです。

だから、あそこで、飼育しているようなやつだからとれるとかじゃなくして、現実にとっています。

それと、もう 1 つ一番肝心なのは、姫路につかまえるための指導するような業者がおりますよね。町長、知っていますか？知らないですか。これ、3 年か何年か前まで、三河のほうへ来よったのです。ところが、契約が切れてやめているのですね。

その方、ある人を通じて、ある人いうて、三河の人ですよ。その人と、ちょっと電話するはって、電話したのですよ。僕の目の前で、契約してくれたら、いつでも行きますよと言っているのです。すごいのですよ。

それで、ちょめちょめさんいう、それ電話したのは若い女の子なのですけどね、そんなのあるから、そんなのあるのだったら、効果があるのか、ないのかは知りませんよ。あるのか、ないのかは知らんけど、やっぱり、そういう努力をすれば、町民も、ああ町頑張っておるのやなど。

ところが、この前、農林に行って、捕獲のわな貸してくれと言ったら、何かうまいこといかんと、終いに腹が立って、もうええわって帰ったんやという人が三河の人だった。山本さん、これおかしいん違うん言うて、もうちょっと何か、貸し出しでも、簡単にできるようにするか何かせなあかんもん違うん言われたけれども、そうやな、やっぱり住民と一緒にになってせなあかんものな言うて話したのですよ。

だから、そこらへんが、町民から見た場合、町長が一生懸命やっておるって見えても、町民は、もうちょっと力入れてもええん違うん。もうちょっと、僕らの苦しみわかってくれてもええの違うのと。僕ら、百姓せなあかん言うんだったら、百姓はするけども、現実、これでは百姓できんがなって悩んでおる。

確かに、上に電線すれば、来ないところも、やっぱりあるのやね。

僕ら、去年、沖繩の南へ行った時に、猿園入った時に、一番上に電線、電気柵すれば、その猿園から猿逃げないらしいですから。実際問題、同じことやれば、猿は入りませんから。

でも、じゃあ全部できるかと言うと、なかなかこれは難しい。田んぼでもそうですよね。全部できるかって言うたら、やっぱりできないところもありますから、そういう意味で、ちょっと、町も力入れてくれてもええんじゃないというぼやきが僕らの耳の中へ入って来るので、そこらへん、もういっぺん、ちょっと、町長お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほどの捕獲について、以前にたくさん捕獲されているという、それは、想像するに、そういう昔のことを、私らもチラチラと、それ聞いていますから、捕獲が、当然、船越は船越の 1 つのほかとは違う状況がありましたから、そういうこともされているのではないかなという、私の想像です。

ただ、そのことについても含めて、なかなか十分な、私も情報なり知識がないというこ

とも確かです。

特に、今、これだけ問題で、県の動物センターからも来てもらったり、地元との話し合いもして、一緒に話しているので、なぜ、今言われるような専門の方が、今まで契約もしていて、そういう契約が切れてしまっているとか、そういうことが、私は、全然知らないのですね。これは、担当者のほうが、知っていたのか、担当者も、そういうこと知らないと思う。

9番（山本幹雄君） 知らんわけないやん。この前行ったのだから。

町長（庵途典章君） いやいや、だから、その時に知って、今まで知らなかったということね。

9番（山本幹雄君） ああ、それはあるかもわからない。

町長（庵途典章君） だから、地域の方も、町もできるだけのことをしようとして、そうした県にもお願いしたりしてしているので、その知識として、一番地域の人が、よくわかっておられるわけです。被害も受けておられますし、長い間の経験もあるわけです。

ですから、私、直接じゃなくっても、担当者のほうにも、効果的な方法として、そうした専門の捕獲できる人もいますよと、そういうことも教えていただいたら、それは、できれば県なんかにも相談させていただいて、効果的なことをやりたいですし、捕獲ができるのだったら、捕獲したいですから、そういう意味で、それ一体にやらないと、被害が出ているから、これ行政が全部何々だけ被害出ているんだ、被害出ているんだというだけで言われても、なかなか町としても、町が飼って放しているわけじゃないので、自然のものですから、担当者においても、なかなか、どう対応していくのか、効果を減らしていくということについては、常にそこにおいて、自分自身がしていませんし、担当として、やはり地域の地域の方が、直接、日々おられる。そのために、実際の追い払いにしても、地域で継続してやっていただかないとできませんので、そうした話は、十分に話し合いしながら取り組むということが、一番大事だと思います。

ですから、後は、担当のほうも今日は聞いていますから、地域のどなたに、そういう話を聞かせていただいたらいいのか、また、教えていただければ、できるだけ、そういう専門の人というのは、駆除の仕方、追い払い、いろんなことも知っておられる方もいらっしゃるのでしたら、それはもう、いろんなことを試行錯誤せずに、直接効果のあることをやれば、一番いいわけなので、考えたいと思いますので、その点、また、情報としてもいただければと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） そういうことで、より頑張ってもらうということをお願いしたいと思います。

続きまして、温泉の源泉について、伺いたと思います。

久崎地区で、以前、温泉旅館が営まれておりました。今年、今現在は、その温泉はなく、源泉の権利は佐用町にあります。ただ、今は、そんなに温泉は出ておりませんが、それは当たり前で、全く手入れをしていないわけでありまして、しかし、せっかく佐用町にある

権利を何もせずに放棄したままというのでは、あまりにももったいないと考えます。

そこで伺いますが、この温泉を利用し、地域おこしに役立てようという考えはないでしょうか。町長の考えを伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの3点目のご質問であります、久崎地区に、今、あります温泉の源泉の活用について、これを活用して地域おこしに役立てる考えはないかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、この久崎温泉の源泉と言われるもの、これは以前に、今、お話しのように、久崎温泉という民間の宿泊施設をつくられた。その源泉として使われてきたものであります。

これは、かなり以前になくなっておりますけれども、その源泉の井戸というものが、ずっとあります。その源泉を平成23年3月、これ災害の復旧、河川の改修工事の中で、用地も含めた交渉の中で、以前の所有者、権利者の方から寄附行為によって佐用町に所有権を移転をしたと、その権利も寄附行為によって移転をさせていただいております。

以前に持っておられた方も、温泉ということで、この源泉の調査をされております。

平成19年に、これは当然、災害前ですけれども、岡山県のそうした調査機関に調査を依頼をされて、その結果というのを、こちらいただいております。

それによりますと、温泉、源泉の分析では、成分とかいろんなものは、たくさん細かいものありますけれども、まずは一番大事な温度、泉温、これが18.4度。そして、毎分の湧出量が0.3リットル。かなり少ないということと、温泉と言われるのは、25度以上が温泉と言えるという規定になっておりますので、温度も低いということも、これは調査で、分析表をいただいております。

それから、町といたしましても、今年の8月と11月、商工観光課の職員が、一応、もう一度確認をするために、現地で湧出量等の調査を行っております。それも、だいたい同じような結果であります。

これは当然、今、山本議員がお話のように、このボーリングをしてから、もう何十年もたっておりますから、当時とは、状況が変わっているというのもあろうかとは思いますが、今、この土地と、特にこの源泉の権利、これを寄附をしていただいたというのは、本当に持っておられた方も、こういう状況で、あまりなかなか利用ができないということで、価値が少ないということで、町のほうに全て土地とともに寄附をするというふうにご検討いただいたのかなというふうにも考えます。

源泉につきまして、当然、これを活用しようとするれば、当初のボーリングから、相当たっておりますし、それから、現在の井戸の源泉のところは、河川敷、堤防敷の中に入っておりますので、こういうところの新たな場所にボーリングしなきゃいけないとか、この源泉を活用しようとする、大きな事業、投資をしなきゃいけないということがあります。

そういう中で、これがかなりの湧出量が期待できれば、また、温度が高い温度、温泉として使えるものがあれば、有効に活用ができるというふうにも思いますが、ただ、今の笹ヶ丘荘だけのお風呂という中では、これも今、それこそ先ほどの費用対効果ということにもありますけれども、あそこへ井戸を掘って、ポンプで川を渡すのか、ずっと橋のほうまで迂回するのか、相当の配管も当然しなければなりません。そうなれば、もっと温度が下がっていきますし、当然これは、今もそうですけれども、石油ボイラーで温めなければ使えないということでもあります。

そういう状況から見て、今、これを有効にすぐに活用できるということは難しいなという判断をいたしております。

以前、旧上月町時代にも、その時には、ここに源泉の権利が個人にありましたので、これが使えないということで、それから権利から離れたところでの温泉の調査ということも、一応されたということも聞いております。当時においては、笹ヶ丘荘等の改修とか、一応、そういう整備とかいうようなことも念頭に置いてされたのではないかと思うのですけれども、実際、今のところの源泉そのものの分析等を、これも専門家がした分析を見ると、そういう状況でもありますので、これを即有効に活用することは、難しいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） これ18度、18.4度ということだったので、温泉としては温度は足りない。でも、温泉いうのは冷泉もありますからね、温度だけじゃなくて、実際問題冷泉沸かして使って温泉としているところというのは、いっぱいありますから、単純に温度だけというのは、ちょっといかがなものかなと思うのと、量が少ないというのも、これ絶対、量が少ないというのはわかっていまして、大分前も、監査の時に副町長どうなんやと、副町長は、その時、ようさん出よう言うて、ええそうかなと思ったりしながら、あれをようさんと言うのか、少ないと言うのか、ちょっと、いろいろな見方があるので、これはようさんなのか、少ないのか、見方やないのがありました。だから、絶対量が少ないのはわかっています。

けれど、問題なのは、これはっきりせん、何もしなくに、長い間放ったままで、こうなのか。三日月のことを考えたらどうなのか。三日月は、ずっと掘って、すぐ詰まって、直して詰まって、それでも何とかいう部分もあったと。

そのこと考えたら、何もせずに、ポンプも上げているわけでもないのに、出ているのであるならば、ちょっと工夫すれば、十分出るのじゃないかというふうに思います。

それが、そういう意味では、これを笹ヶ丘だけでじゃもったいないは、確かにそうなのかもわかりません。費用対効果。

ただ、副町長らはよく知っていると思うのですけれども、合併前、旧上月町の時に、あの笹ヶ丘一体の開発計画みたいなのがありましたね。そこで温泉もどうや、ああやと、あそこは権利が500メートルか、ちょっともう忘れちゃったけどあるので、もっと秋里川の上流のほうで掘ったら出えへんかとかいうのをやりましたね。

僕らは、合併して、その話はなくなりましたがけれども、結局、これも1つ目の質問と一緒に、この佐用町の復興、復活、あと本当にどう佐用町を盛り上げていくかということの一環として、何もない、はっきり言いまして、地域おこし協力隊を募集すれば、なかなか集まってくれない。よく見れば、隣の岡山県には、バンバン行く。

そうじゃなくして、佐用町、こんな魅力があるんやでというのを、どんどん発信していかねあかんと。その中の一環やと思うのですよね。

それも、温泉も、もうできない理由をつければ何ぼでもある。できない理由をつければ、けど、できない理由なのか、できる方法を考えるのか、ここやと思います。

ある人が、この前、テレビで言ってましたけど、できないことを、うまいことというのが、管理のする人間、管理する人間ということは、国の、いうたら役所の人間。それを、どな

いかしてするのが、議員の仕事だと言われていました。まあ、そうかなと思いました。

だから、今回の面でも、できない理由を挙げりゃあできないです。でも、実際問題、多
いか、少ないか、今の状態でも出るのだったら、ちょっと手を加えればそういうようなの
もなるし、僕前、石井の奥の施設が、今、非常に厳しい言うて、石井の人と話しよって、
これお前、あそこから温泉沸かして、バツ取って来たら、ここで温泉にして使ったらいい
じゃんって、今回の質問するよりも大分前ですよ。僕、副町長に調べてくれ言うて、言う
とんねんって言うったわけですよ。

今現在では、とても使えないけど、きちっと整備して、きちっと出るのだったら、そう
いうところへ持って行って使えば、石井の奥だってお客さん、もっと来るの違うか。呼べ
るの違うか。そういう方策を考えんと、地方、奥だって、石井だって、どんどん寂れる。
もうやめようかと言って、そういう時に、やめようか。はい、ええで。じゃなくて、じゃ
あ、やめないように、どう努力するの。何か方策ないの。さっき言ったように、温泉が出
るなら、三日月でも運びよったのですから、その人にも言うた、三日月も運びよったのだ
から、もし、あそこでようさん出るようになったら、笹ヶ丘にも、ここにも運んで使うた
らいいじゃん言うて話よったのです。

そういうことを考えて、町おこし、地域おこしを考えていかないと、今日の新聞だった
か、神戸新聞にも佐用町の人口1万7,000何ぼって言うて載っていましたが、これほん
まに1万5,000人を割るのも、そう遠くない話です。

何するかって、いろんなことに尻に火がついておるのですよ。やれること、何でも失敗
を恐れんとやらないと、1万5,000人割ってしまっって、さっき言った石井だって、僕は何
とか、議長にも言うたんやけど、何とか守る方法を考えなあかんやろう言うて、飯食いな
がら言うたのですけど、それが1つの方策だいうのであるならば、考えてやってみて、失
敗に終わるかもわかりませんよ。終わるかもわからんけど、今、指をこまねいて見ておっ
たって、今のままだったら、もう終わるの見えるおるわけですから、何とかせなあかん
んやいう思いで動かないとだめな時期、もう来ておるのじゃないかなと思うので、もうい
っぺん、ちょっと答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 何とかしなきゃいけないという、そういう思いは、当然、私も十分
持っていますし、みんな持っているところです。

ただ、それは立場の中で、議員の立場で、こういうことをとということで提案いただく。
これを、やっぱり執行者としては、できるだけ最初からやらないというのではなくて、ど
うしたらやれるかということも、当然、検討して、できることは、しっかりとやっていき
たいということで考えます。

ただ、提案があったから、当然、何でも、いっぺんやってみて、失敗してもやってみた
らええがなというわけには、最終的にはいきません。これは、どれだけの可能性、可能性
が6割あれば、これはやる価値もあるし、やってみて実際にできなければ、また、次の工
夫をするということも必要かなと思います。

ただ、こうした温泉を活用した地域おこし、全国でたくさんありました。当然、三日月
も、そういうことで取り組まれたわけです。ただ、三日月の場合の問題は、源泉があそこ
にあって、量も少ない、それを無理して、私は運んでという、あれは実際、温泉の使い方
として、そんなにも成功できるということは、元々、私は、難しかったというふうに、今、

判断をします。

側に、かなりの湧出量があったり、温度の可能性があれば、これはかなり有望な温泉として活用もできると思います。

この久崎の温泉、源泉も、この調査をした時には、ずっとポンプを動かしておられました。それも管理をされていて、その中での調査をされております。パイプは古くなっておりますけれども…。

当時、私もある人、その権利者の1人の方から、これを使って、クワハウス、そういうものをやらないかと、やってくれと、それで活用してくれと。ただ、その権利ですね、その権利は、当時で見れば、この温泉であれば、億の話もされました。それぐらい価値のあるものだということではなかったかなと思います。

ただ、実際に、そうした現在の状況と、こうした分析をされている状況を見れば、なかなか可能性として、これがじゃあ6割、7割あるかという、また、これによって、それだけの運んでまで、温泉施設として人がたくさん来てくれるのかと、やってみなければわからないということではなくて、なかなか大きな投資をしながら、その効果というのが、そう大きく見込めないというのであれば、ほかのことを、やっぱり考えなきゃいけない。

じゃあ、あと何があるのかと言われれば、それはもう、本当に、他じゃ何もないじゃないかと言われてしまえば、それまでなのですけれども、それなりに、いろんな問題、一生懸命取り組んでおりますので、この源泉については、私らも、できればということで調査をしたわけです。このご質問をいただく前に、担当課においても、2回にわたって、今年になってからですけれども、8月と11月に調査もさせておりますし、それから、そういうポンプが、まだ動いていた時の分析表、こういうのも手に入れて、以前から何とか、こういうことが活用できないかということは、当然、研究はしてきたということは、これは、ひとつ知っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） そしたら、質問をいろいろさせてもらいました。

これ少しでも佐用町のためになればということで質問しましたので、今現在は、できないこともあるでしょうけれども、今後、そういったことも考えながら、いい佐用町をつくってもらいたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議長（岡本安夫君） はい、山本幹雄君の発言は終わりました。

続いて6番、石堂 基君の発言を許可します。

〔6番 石堂 基君 登壇〕

6番（石堂 基君） 6番議席、石堂です。

私は、高齢者に対する介護予防の取り組み強化について、今回、一般質問をさせていただきます。

介護保険制度は、2000年の開始からさまざまな制度改正や見直しを行い、現在で第6期を迎えています。本町においては、毎年度一般会計から多額の繰り入れも行いながら、被

保険者の利用を確保していく保険制度運営を行っていますが、年々増加する介護給付費等の状況には、介護予防の強化が必要であると思います。

国においても、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しており、保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域包括ケアシステムをつくり上げていくことが重要であるとしています。

そこで次の項目について伺います。

1点目、地域包括支援センターの活動内容及び現状での効果。

2点目、現在行われている介護予防事業等の効果。

3点目、心身機能の改善だけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所づくりはできないのか。

4点目、地域に点在する独居高齢者や高齢者夫婦を対象として、希望者ができる、これ仮称どころかイメージだけなのですけどシルバータウン的な発想はできないか。以上、質問とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会一般質問最後の石堂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者に対する介護予防の取り組み強化についてのご質問にお答えをします。

1点目に、地域包括支援センターの活動内容及び現状での効果についてでございますが、地域包括支援センターは、地域の社会資源を総合的に活用し、介護予防も含めたさまざまな生活課題を抱える高齢者を包括的・継続的に支援する地域包括ケアシステムの拠点として、佐用町地域包括支援センターを設置をいたしております。

地域包括支援センターの主な活動は、総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、地域支援事業の推進などを実施をいたしております。

これらの活動は高齢化率の増加に伴い、年々多様化複雑化してきております。相談件数も増加しており、これらの活動は大変重要なものとなっております。

例えば、要介護（要支援）認定支援、介護サービス利用支援、地域のケアマネジャー支援、困難事例の対応、高齢者虐待の予防・早期介入、認知症早期支援、入退院の支援などに取り組んでいるところであります。

効果という点におきましては、なかなか数値的に上がってくるもの、また、目に見えてあらわれてくるものは少ないわけではございますが、このような活動を充実させて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活できるよう、医療・介護・福祉等の関係機関や多職種との連携を密にしながら今後も進めていきたいと考えております。

2点目に、現在行われている介護予防事業の効果についてのご質問でございますが、現在行っている介護予防事業といたしましては、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業などがあります。特に力を入れております事業といたしましては、いきいき百歳体操、頭と体の健康教室、ボランティア育成研修会などに取り組んでおります。

いきいき百歳体操は、平成26年度の取り組み開始からインストラクターの養成や手足につけるおもりの無償貸し出しなどを行った結果、現在、13グループ、315人にまで活動

の輪が広がり、頭と体の健康教室も、現在 19 名の方の参加を得ております。

いきいき百歳体操では、体操を始める前と継続的に体操を実施してからの筋力測定をして評価を行っておりますが、1 年を通じて継続した結果、握力で 3 キロアップ、5 メートル歩行は 0.9 秒のアップ、TUG と言いまして複合動作では 1.0 秒のアップというすばらしい運動効果、運動能力の向上効果が出ております。

その結果、体力がついた、腰痛や膝の痛みがなくなったなど、体力的な面での自覚効果もさることながら、友人・知人ができたとか、気持ちが明るくなったとか、体操以外の楽しみが増えたなどの声も聞かれるようになり、この百歳体操が介護予防にいかに重要な役割を、今、果たしているを感じているところでございます。

また、ボランティア育成研修では、頭と体の健康教室のサポーターや傾聴ボランティアの育成をすることで、地域の方々の支援となり、また、活動をして頂いているボランティアの方々の生きがい活動にもつながるものと考えております。

3 点目に、心身機能の改善だけではなくて、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりはできないかとのご質問でありますが、地域の中に生きがいを持つという点からは、来年度から実施予定であります「まごころサービス」は、元気な高齢者が、お互い様の精神で、困っている近所の高齢者の手助けをする制度となっております。

これまでは、お世話になる立場の人がお世話をする立場となるわけで、これにより、自分もまだまだ他人の役に立つ、社会の役に立つと再認識することができ、引いてはそれが生きがい・役割につながるものと考えております。

居場所づくりという点からは、いきいき百歳体操が、まさしく国の示す通いの場となるわけでありませう。

事業開始時は、町主催により 1 カ所で介護予防事業対象者にのみ介護予防教室として実施をしておりましたが、先ほども申し上げましたように、今では町内の希望場所で希望者に対して、13 カ所で実施をいたしております。また、理学療法士の専門職の協力を得まして、効果的な機能回復訓練も行いながら、もともとの生活環境の中にある互助や人づき合い、地域とのつながりを重視した 10 人以上のグループで参加するというを基本として実施をいたしております。

従前の介護予防教室は、参加している時は気力体力が向上するが、終了してしまうと、また、体力が低下をするというウィークポイントがございましたが、歩いて行ける場所で行う、いきいき百歳体操では、期間が限られず、近所の人と一緒に行くことができますので、継続率が高く現在まで閉鎖した教室はございません。生活の場に、体操という目的を持って集まり、そこで地域の人との交流が持てる、いきいき百歳体操は、まさに今、地域での居場所の 1 つになっていると考えております。

4 点目に、地域に点在する独居高齢者や高齢者夫婦を対象として、希望者が利用できるイメージとしての名称でシルバータウン的な発想はないかとのご質問でありますが、シルバータウンとは、シルバー世代からシニア世代まで、幅広く元気なうちに入居できる住宅であり、介護予防活動を集中的に行うことによりまして、結果として、医療費や介護給付費の抑制につながるものと捉えております。

介護保険制度が今後目指すところは、石堂議員ご指摘のとおり、地域包括ケアシステムの構築により、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者のさまざまな生活支援のニーズを地域全体で支えることであります。

本町といたしましても、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活を続けていくため、現在取り得る対応といたしまして、配食サービスや外出支援サービス、移動販売などの高齢者を支援するための事業や、先ほど申し上げました、いきいき百歳体操、頭と体の健康

教室などの介護予防事業に重点を置き、取り組んでいるところであります。

しかし、今後におきましては、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯などの増加が、まだまだ予想される中で、現行の施策だけでは、そういった方々をカバーできない面、これが次、出てくるであろうということは、想像に難くないというわけであります。自宅での暮らしに不安を抱く方に対して、どのような手だてを取ればよいのか、ハード・ソフトの両面から研究する必要があると考えております。

例えば、施設整備を介護保険の範疇で行うとすれば、サービス付き高齢者向け住宅となるのか、ケアハウスとなるのか、その場合、エリア内の施設の多いか少ないか、介護保険料の適正化など、本町の介護保険事業計画のみならず、県全体の計画との整合性も求められると考えます。

介護保険の範疇外で行うとすれば、公営住宅となるのか、単独住宅となるのか、その場合、どのようなサービスが提供できるのか、法的な面でも、制約が当然あるかとも考えます。

施設整備以外で対応をとろうとすれば、ホームヘルプサービスの充実など、官民共同で推進することが考えられるわけではありますが、現状では、マンパワー不足が非常に今、懸念をされるところであります。

石堂議員ご提案のシルバータウンという概念・イメージに合致するものではないかもしれませんが、将来の暮らしと住まいに対する町民の方の不安の払拭につきまして、先ほど申し上げましたことを含め、これからの福祉施設の整備、また、充実等の中で総合的に研究し、検討を進めていかなければならない課題であるというふうに考えておりますので、また、いろいろとご指導をいただければと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） それでは、再質問に入りますが、その前に山本議員もお気遣いされていたのですが、私が、いよいよ一般質問、今日の最後の質問者になりました。お疲れはありませんか。

町長（庵逄典章君） 大丈夫、元気です。

6番（石堂 基君） ないようでしたら、しっかりとやらせていただきます。

と言いながら、通告書をご覧いただいて、直感的に担当課長なり町長のほうは、うん？ ちょっとぼやっとし過ぎておるなという通告書ではなかったかなと思います。正直、作成した私も、そういうふうに思います。

ご承知のとおり、私、一般質問をやっても1回で、なかなか自分の言いたいことの10分の1も言えないし、聞きたいことが3回くらい言ってもらわないとわからにので、どうしても一般質問を何回も同じテーマで繰り返して行って、やっと伝えたいことが、やっと伝わるというようなあれなので、できれば、今回ぐらいから、こういう方向でということ考えています。

と言いますのも、これまでも議員の常任委員会なんかで、厚生常任委員会関係もさせていただいて、その都度、予算あるいは決算の中で、ずっと課題、問題だなどと思っているのが、やはり医療と介護の問題だと思うのです。

これ、予算、決算等について、一応、賛成はさせていただいていますけれども、だいたい、その余分に一言、やっぱり、このまま法定の繰り出し分が、今以上に増加していくのであれば、これは少し考えなければいけない。それを抑制するためには、当然のことながら医療の予防、予防医療と、それから介護、介護予防ですね、これが大きな柱というのか、やっぱりこれ、今やっている通常の行政サービスを維持していく中でも、この占める財源の割合というのは、非常に高いと思うのですよね。

それを念頭に置くと、これから5年先、10年先、通告書の中にも書いていましたけれども、当然、75歳が全国的にピークを迎える2025年、これを念頭に置いて、今、厚労省とか、あるいは財務省なんかも、もう既に動き出していますけれども、いろんな大きな制度改正があると思うのです。

それらを踏まえた中で、やはり国、あるいは県が進める、例えば、国民健康保険であれば、連合組織、介護も多分、将来的にはそういうふうな形、現行、一部連合にはなっていますけれども、これはなぜ、国がこういうふうになっていくのかというのを考えた時に、やっぱり給付費の抑制、適正化ですね、これは国が一番に考えていると思うのですよね。これまた、後ほど関連の時に質問というのか、意見もさせていただきたいなと思っているのですけれども、やっぱりそれを考えると、今のように、じゃあ何とか加入者の負担を少なくして、現行の給付を維持していくということが、制度的にできなくなってくるようになると思うのです。

さらに言えば、まだ、国なり県がつくった一定の適正化の基準ライン以上に、例えば、保険料を下げるとか、給付費が上へいくとかいうことになれば、今度、それに対して制度的なペナルティーが出てくるというのは、これは多分、数年後の話だと思うのですよね。

そうなった時に、そのペナルティーが、じゃあ何をと言うたら、もう具体的には交付税とかになってきますよね。

そうなれば、さっき言ったように、一般の住民に対する行政サービスというのの限界というのですか、それを今以下になってしまうということ、まあまあ、そんなことを考えながら林業なり森林整備の次のテーマとして、こういうようなもの考えて、今回から始めさせていただきます。

とりあえず通告書に基づいて質問させていただいて、再質問ということで、その中で具体的に、じゃあどこから入っていくかということで、今回、地域包括ケアシステムの重要性なりについてお話をしたいし、意見交換をしたいなと思っているのですが、一応、答弁いただいた内容で、再質問、今現在の地域包括支援センターの業務、本当に多分、耳にする項目だけでも非常にたくさんあります。さらに言えば、これが26年の改正で27年の4月から実施をされているのですけれども、やっぱりその重要性というのが、ますます顕著になってきています。

その中で、今現在、佐用町のこの地域包括支援センターのスタッフ体制、先ほど、答弁にあったような業務を、いったいどのような体制でやっていくのか。新規に来年から1名の増員というようなことも先般報告がありましたけれども、現状の中での包括センターのほうのスタッフ体制ですね。

それと、もう1点、現行行われているケア会議、これの開催状況について、回答のほうをお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）

はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君）　　まず、地域包括支援センターの職員の状況でございます。職員は、現在、正規の職員4名おまして、いわゆる3職種、主任ケアマネジャー、それから社会福祉士、保健師といるわけでございますけれども、それと、嘱託の職員が1人おまして、合計5人ということで、地域包括支援センターの運営を行っております。

あと介護保険につきまして、事務職員が当然おりますので、それについては、現在4人が別にかかわっておるということになるわけでございます。

もう1点は何でした。

6番（石堂 基君）　　ケア会議の開催状況。

高年介護課長（藤木 卓君）　　ケア会議の開催状況でございますけれども、27年度の実績では、これは介護保険運営協議会にも報告しておりますが、11回やっております。

これは主に困難事例の対応とかが主で、それがだいたい7回ぐらいだったと思います。

それで、28年度に入りましてからは、3回か4回ぐらい行っておると思います。

以上でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　はい、石堂議員。

6番（石堂 基君）　　まず、地域包括支援センターですけれども、これは介護保険が始まった段階であった業務でして、多分その介護保険が始まったところというのは旧町の時代ですので、旧町ともある程度ケアマネジャーがいる老人福祉施設とか、そういうところに委託業務として出していたと思うのですね。それを合併後1つになっているのかなという経緯があると思うのですけれども、現状の中で、町にこの支援センターというのは1つしかないわけですね。

厚労省が、今度、ケアシステムを構築しなさいというふうにしていっている中で、例えば、利用者が30分以内に受けれる範囲で支援センターが1つ、これは基準といいますか、文章表現だけなのですけれども、これシステムの構築の重要性なりから考えて、全く無視できない数字なりエリアのくくり方かなと思うのです。

それで、先ほど言いましたように、旧町の時代には4カ所にこの地域包括支援センターというのがあったわけなのですけれども、それが今現在、町1本であるという中で、今、報告があったような支援体制ですね、これは多分、今後、増員の可能性があるのかなと思うのですが、特に、今後における地域包括支援センターの役割の重要性、そのへんも含めて、体制を今後どのようにやっていくのか。

あるいは、センターとしては、今の4名、あるいは5名体制じゃないと、ただ、この介護のほうに当たっている4名の職員との兼務関係とか、そのあたりも含めて、具体的な今後の動きなりイメージがあるのだったら、これ担当課長のほうから。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君）　　まず、地域包括支援センターの成り立ちですけれども、これは、おっしゃるとおり平成12年の介護保険制度開始の時には、これと似たものがあったので

すけれども、名称を地域包括支援センターというふうになったのは、平成 18 年度の計画からだったと心得ております。

それと、地域包括支援センターを、確かに、各地域、近くであればいいわけですがけれども、今の職員の状況では、なかなかそうもいかないということで、私どもが考えておりますのは、ブランチですね、ブランチと言いますのは、役場における支所のような機能ではなくて、ブランチというのは地域包括支援センターの機能の一部を持ったところを、どこかに委託するという考え方です。

要は、そういう、いろんな住民の相談とかそういうことをブランチというところで聞いていただいて、専門の方にですよ、介護ケアマネジャーとか社会福祉士とか、そういう専門的な資格を持った方に聞いていただいて、それを、こちらの役場の包括につないでいただくと、そういうことをすることによって、多くの意見を取り入れたいということで、ただ今取り組んでおるのですが、とりあえず、そういう資格を持った方がいらっしゃるといのは、やはり幸い佐用町は特養が各旧町ごとに1つずつありますので、そういうところへ、まずお願いして、そういう話があれば、包括へつないでいただきたい。もちろん、これはただではございません。正当な報酬をお支払いしながら、そういう形でやっていければ、そういう各支所に地域包括の支所を置くこともなくできるのではないのかなというふうなことで、現在、進めておるところでございます。

以上でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） ブランチという言葉、私、ちょっと初めてだった、要は、サテライトで、旧町単位ぐらいで置くと、そういうイメージでいいわけですよ。

そうなった時に、当然、業務委託先というのは、それぞれ社会福祉士であるとか、介護職員であるとか、保健師が常駐している、そういう介護保険施設、そこらあたりをということ。

これ具体的には、今現在が 28 年度ですから、来年度から、そういうような方式を取り入れるという具体性については、いかがですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 実は、この 28 年度の 10 月からやりたいと思っております、各特養にも話はつないでおります。

ただ、その中の1カ所で、なかなか労務管理の問題で、なかなか、そういうことに、すぐにイエスという返事がもらえないところがございまして、とまっておるのですけれども、早々にはやりたいと思っております。

それで、ブランチにつきましては、もう既に現在、社協については、ブランチをお願いしておりますので、その点におきましては、ブランチ機能は、既にやっておるのですが、もっと大々的に町広報とか、ホームページでありますとか、そういう佐用チャンネル、そういうところで、大々的にPRしながらやっていくというブランチは、そういう民間の施設も利用してやりたいということでございます。

以上でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） そのブランチという言葉は、私、今一ピンとこなくて、サテライトのほうがイメージがしやすいのですけれども、そういうふうに分いたらごめんなさい。

そういうふうなブランチ施設をつくることによって、より地域に身近な形で、そういうふうな相談窓口なり支援窓口ができるというふうに思うのですけれども、じゃあそれを逆に今度、体制が整備された時なり、現行の中でもそうなのですけれども、それから言うと、ケア会議ですよ、これは一種そういうふうな関係する、いろんな介護保険施設の職員であったりとか、町の職員であったりとか、社協の職員であったりとかというのが、いろんな情報を持ち寄りとか、ケースについて考えるとかという、そういうふうな趣旨がケア会議だと思うのですけれども、どうも実施の回数が、例えば、昨年であれば 11 回とかというふうに関回数回が数的には、やっぱり僕はちょっと少ないのじゃないかなと。逆に言えば、11 回ということは、月 1 回しようねというふうな感じで定例的にやっているものがメインになっていて、なかなか直近の状態で、いろんなケースが出てきているのにもかかわらず、それぞれについての情報共有とか、情報交換ができ得ていないのじゃないのかなというふうに思うのですけれども、このケア会議の開催なんかについても、この地域包括のシステムの構築なりテコ入れをやっていく中で、少し見直す点があるんじゃないのかなと思うのですけれども、そのへんは、いかがですか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 私も事前の説明が足らなかったと反省しておりますが、石堂議員ご指摘のとおり、今後、ケア会議というのは大事でございます、第 6 期計画の法律の中にも、地域ケア会議をもっとやりなさいということで、位置づけられておるわけでございます。

それで、その重要性、十分に職員も私も感じておまして、実は、この間、11 月の末だったと思うのですけれども、地域ケア会議の充実に向けまして、他職種の連携ということで、ですから、今までは介護保険関係だけのケアマネジャーとか介護福祉士とか、そういうものだけでやっておったものを、病院の看護師とか OT、PT、そのような方も含めて連携しながら勉強会と会議をやっていこうということで、もちろんケア会議もそれでやるということで、立ち上げをやったところでございますので、そういうことも含めまして、今後、ケア会議の充実を図っていきたいと思っております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） 具体的には、包括支援センター自身、27 年からの本格的な稼働で、さらに、この 28 年度テコ入れをして体制整備も考えていっている。さらに、強化をして

いこうというような内容が課長のほうから報告がありました。

それで、もう一度くどのようなのですけれども、やっぱりこの地域包括支援センターを中心にしたシステムの構築というのが、これは急務の課題で、このあたりは、ちょっと町長、多分、認識はされていると思うのですけれども、非常に重要な部分だと、私は、思っているのです。

このシステムが、じゃあ、どういうものなのかというのは、単純に、実際に高齢者の方が住まいされている場所がありまして、当然これが要支援なり要介護ということになれば、介護施設、あるいは医療であれば病院、その下に、これらを介護を生活支援であったりとか、介護予防なんかとかということで、例えば、そこに先ほど言ったような介護予防事業の展開をする社協を置いてあったりとか、町であったりとかあるわけですが、これら全部ひっくるめ、これ地域包括システムということですよ。

それで、これを充実させることによって、それぞれの高齢者の方、あるいは、これから高齢者になるシニア世代も含めてですけれども、それらの方の情報共有が、当然、介護施設を利用される方じゃないと、ここには、その情報が入っていないわけですが、この住民が住まいされている、高齢者シニア世代が住まいされている、この下のいろんな介護支援、日常の生活支援なんかも含めれば、ここには地域があり、自治会があり、例えば、高年クラブがあり、NPOがあり、ボランティアがあるという、これらを含めての地域ケアシステムということなので、包括支援センター自身が、この一番底辺じゃないのですけれども、さっき図示したとこの一番下の地域なり、自治会なり、NPOなり、ボランティアなり、ここらあたりの地域の中での生活支援の強力とか、互助とか活動とかというのを承知していないと、まず一番、このシステム自身が成り立たないということになるのです。

それで、当然、一番ベースになるのは、シニア世代、高齢者世代の方の情報、状態の把握、これが一番だと思うのです。それを知り得る時に、この下の地域なり、自治会なり、NPOなり、ボランティア、ここらがより充実した活動をやっていることによって、その情報も早く、この包括が把握することができるということになってくると思うのです。

それで、なぜ、このところ力説するかというと、結局、介護予防というのは、既に、要支援なり、要介護を受けていない方を対象にした取り組みなのです。

それで、そこで先ほど答弁にあったように、いきいき百歳体操なんかで非常に効果が上がっていると。これは、やっぱり先ほど言いましたように、ある程度、心身の機能の低下を防ぐための介護予防というのが、これまで介護保険の予防事業の中でも主だったと思うのです。

でも、今回、厚労省なんか、改めて打ち出しているのは、その心身の状態だけじゃないし、そのシニア世代、高齢者世代が生きがいを持ってということは、今の自立した生活をやるためには、当然、普通の生活を継続させる、そのことについても少しテコ入れをしていきなさいと、それも介護予防の中に含めなさいと。

要は、人として、例えば、さっき言われたように、高齢者、見てもらっている立場の人が、今度、人を見ると、ああいうことを、どんどん増やしていきなさい。これは過去の介護予防事業の展開してきた中の、やっぱり問題点と課題ということで明確に厚労省が出していますので、そのあたりは担当課長は、よくご存じだと思うのです。

それも含めると、この地域ケアシステムの再構築、再構築というのか、新たにつくるものなのですけれども、それが非常に重要だと思うのです。

これを充実させることによって、初めて介護予防というもののターゲットが絞れてくるというのですか…。

それで、従来でしたら、例えば、社協に委託している介護予防事業、あるいは町がやっているにしても、全体に呼びかけて参加する人というふうになっていたのが、逆に必要な

人、あるいは、これから必要になるであろう人を、ターゲット絞って、そういうものが事業展開できていく、そういうふうになっていくのじゃないかと、私は思っているのです。

それで、担当課長は、認識は十分にされているようなのですけれども、改めて、町長のほうに、今、お話しさせていただいた、その重要性ですね、そのあたりの認識について共有できるのかどうか、ちょっと、答弁をお願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、言われた、介護包括支援センター、地域包括支援センターですね、この重要性、このことについての、なぜ今、これが重要なのか。これ私、例えば、介護保険制度、これもこうした社会状況の中で、制度がつくられて、かなりたちました。その中で、各地域で、いろいろとそれに伴う介護支援施設というものが、いろいろな形で整備もされてきました。また、このそういう介護、要支援、そういうことにならないような予防をしていこうという、こういう取り組みも、それぞれが、いろんなところでもされてきました。

ただ、これだけ、1つの経験と、また、実績も積んできた中で、改めて、これから社会全体の中で、やはりこれが有効に、効率的に、それぞれが運用ができて、そして最終的に介護予防、介護費、また、医療、これの削減にもつなげていかなきゃいけない。ただ、対処療法的にでてきた、そのものをできるだけ、その人、その人にサービスを提供するだけに力を入れていく、その受け入れだけを力を入れていくということでは、もう限界がくるということ、このことも当然、国も最初から、それができないので、ここまで、いろいろな施設を整備し、また、地域での活動も経験を積み、また、各自治体においても、そうした職員も配置をする中で、改めて介護予防の段階、また、それも誰でもじゃなくって、やっぱり、かなり計画的に効果的な事業を一体的に取り組んでいき、そして必要な人に対しては、また、適切に、迅速にサービスを提供していくという、こういうために、こうした改めて包括支援センターというものをつくるということが、私は、出てきたのだというふうに理解をしております。

当然、これがつくられる前も、その業務としては、いろんな業務としては、それぞれで、当然、サービスやっていたわけですから、全てが新しいものでも何でもないと思っておりますので、ただ、これを推進していくためには、人材、人もこれも充実していかなきゃいけない。だから、町としても、これから高年介護課というのをつくりました。これも1つの健康福祉課ではなくて、これ、こういう体制を、しっかりと構築をして取り組むためにも、組織的にも新たな組織改革もし、また、そこに配置する職員も、どんどんと増やすわけにはいきません。だから、その職員の配置についても、これまでじゃない。やっぱり、どこへ重点的に配置をしていくかというような形では考えて行かなきゃいけないのですけれども、包括支援センターの充実ということで、先般も報告しましたように、保健師の増員を行い、また、健康づくりということに、まず、全体的な健康づくりも取り組まなきゃいけません。対象者だけじゃなくって、町民全体の健康づくりということも、この包括支援システムの支援の中にも、センターの中にも、当然、目的があると思います。

そういう意味で、例えば、栄養指導、食育、こういうことにも取り組まなきゃいけないということであろうかと思えます。

そういうことで、担当課としても、そういう趣旨に基づいて、方向に基づいて、今、それぞれ準備をし、当然、行政だけではできない。これは、先ほど、担当課長申しましたよ

うに、町内には、他町と比べれば、まだ、かなりの介護施設、こうした福祉施設が、既に、いろいろと事業として長年しっかりと展開していただいているわけです。そういう施設との連携、こういう力も一緒に借りて、一緒にこれは取り組まない、行政、役場職員だけでできることではないということで、そういう面でも社会福祉協議会、そして町内の特に特養施設、こういう施設との連携を、さらにしっかりとしながら、このセンターの効率的な運営を図っていきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） 当然のことながら、組織の再編という形の中で、強化をしていくという姿勢は、十分にわかりますし、今現在で許されるスタッフ体制というのですか、その中では、そういうブランチ体制なんかも考えながら、裾野を広げていくというのわかります。

これどうしても実際に機能し始めた時に、どこまで手を伸ばすかというので、多分、担当をされる職員の方とかっていうのは、非常に困るというのですか、なかなかつかみにくい情報とかってありますよね。

例えばの例で言いますと、介護保険だけに限定されず、こういうふうな地域包括システムというのが十分に機能し始めてくると、昨日、どなたかの一般質問の答弁の中で、町長が言われていた、例えば、社会的な単身者の方の情報とかというのが、意外なところから出てくるし、また、そういうようなものを個人情報の問題がありますけれども、こういうふうな包括システムの中で情報共有できるということは、これは非常に優れた内容になってこようかと思うのです。でないと、それ以外のところで、こういう情報を、情報というのですか、情報と言ったら、ちょっと少し聞こえが悪いですけども、状況ですね、現状を行政が把握することというのは、なかなかできないと思うのですよね。

ちょっと古い話をするのですけれども、先ほど、担当課長のほうからは、包括支援センター自身が、介護保険が始まった当時は施設名称が変わっていたということと言われたのですけれども、僕の記憶の中では、何か、当時から包括、包括って言っていたので、ちょっとイメージが違うかなと思うのですけれども、例えば、旧町の時には、上月に保健福祉センターというのがあって、その中には保健師、栄養士、それからホームヘルパーが常駐していて、それで、その包括の部分をついてホーム上月のケアマネの方に委託をしていました。

それで、そのメンバーで、あるいは町内の医療機関なり、介護施設のメンバーの方を加えて、最低でも月1回、必要があれば常時、ケア会議みたいなやつをやっていたのですよね。

それで、その時と今を比較すると、やっぱりセンターが1つになったからとか、合併したからというのじゃなしに、やっぱり機能を集中させたことによって、なかなか地域の点在しているというのですか、端々、この言葉、僕はあんまり好きじゃないのですけれども、自治会の中でも実はわからない情報ってあるのですよね。

でも、当時は、何か、そういう情報が、結構ケア会議に上がってきていたんじゃないかなと思うのです。

逆に言えば、そういうふうなことをイメージして、僕このシステムの構築というのを言っているのですけれども、でき得る限り、この今のブランチ体制から下におろして、地域であったり、自治会であったり、NPOであったり、ボランティアであったり、あるいは民

生委員であったり、協力員であったり、そのあたりまでおろして、このシステムが構築できるような、これをちょっとぜひ、町長、担当課長を支援してやってほしいと思うのですよ。

それで、まだ、続きます。また、担当課にすれば、当然、限られた人材の中で、限られた時間の中で法的に決められた作業内容なんかもこなしながらやっていかなければいけないし、ましてや 2018 年、来年度から軽度の生活支援なんか町の方に、また、おりてきますので、それを自分とこでやるのか、あるいは社協に持っていくのかというようなことで、業務は非常に多くなってくるのですよね。

だから、その時に、この包括システム自身が、充実、年々していけるように、これはやっぱり首長である町長、ぜひ考えていただいて支援をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、石堂議員がお話のこと、私も非常に重要なのというのか、今、非常にこれ、こういうシステムを動かす上でネックになっているところ、これは個人情報、災害においてもそうなのですが、そのへんが、包括支援センターという中で、やはり、そういう、いろいろな施設、また、担当者、みんなが情報を共有して、本当に必要な方に必要な支援ができる。このことができるようにしなきゃいけないと。

だから、そこが、私の町長の職権でできるのだったら、幾らでも、私、責任持ちますからやってくださいということで、両方を、それぞれの施設に、また、担当者に、また、医療機関にということなのなのですが、ここはちょっと法的なところも難しいところもある。なかなか、そうバツサリとはやっていけないというところがあるようですけれども…。

実は、この健康を維持して、健康寿命なりを高めていくということ、これは例えば、平均寿命がそのままということ考えた時に、その中でいかに平均寿命、例えば、1年平均寿命全体が上がれば、本当に経済的に何十億円という、その間の医療費が助かる。町で考えても億以上の何十億円になると思います。それぐらい社会的にも大きな効果がありますし、個人にとっても、このことが非常に皆さんが望まれることですよ。

そういう中で、先般ちょっと、歯科医の先生とも話したのですが、今、佐用町、非常に老人の肺炎が多い。肺炎球菌の例えば予防接種とか、そういうことはあるのですが、なかなか、それが全てで解決ができるかと言ったらそうじゃなくって、1つは口腔ケアですね。この口の中の衛生状態を保つ、この健康をすることによって、非常に肺炎というのは少なくなる。

ただ、それをしようとしても、例えば、病院に常にかかっている人、施設に入所されている人、こういう人は、そこの中で、いろんな保健師、看護師なりが見ながら、例えば、歯科の嘱託医が見ながらできているという、把握ができるということなのですね。

ただ、病院も行かれない、なかなか施設にも入っておられない、こういう方が、どう把握するか。これが、どこに、どういう人がいるかということ。そして、どういう治療が必要か、支援が必要かということが、なかなか出せないという、把握できない。ここが非常に難しいところだという話も聞いております。

昨日も、ちょっと話長くなりますけれども、長くなってすみませんね。

国民健康保険で、特定健診 25 パーセントということでしたけれども、実際には、本当に家庭医なり、定期的にずっと病院に通われている方が非常に多いのです。だから、その

時の歯科の先生の話でも、町内に本当に、例えば、歯医者に通わない人、また、そういう健診を受けていない人、これは、そんなにたくさんないという見方です。

ただ、そういう人が結局、肺炎にかかりやすいということは間違いないので、まあまあ、包括支援センターというのは、そういうことも含めて、情報が共有できるような、そして、適切にできるだけ事前に、いろんな予防措置、そして、病気、そういう発症すれば適切な治療、そしてそれが1つ段階が終わって、体が不自由で寝たきりになれば、当然、最終的には、それは施設の介護という、そういうことが本当に適切な状態で効率的にされているということ、これを社会全体で構築していくというのが、私は、地域包括支援センターの役割だというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 聞かないことまで答弁いただいてと言ったら、まことに失礼になるのですけれども、いやでも聞いてよかったです。

ある意味、そうした話、情報も含めて、これを担当者なりが共有する。そしてまた、そういうような話を関係職員だけじゃなしに地域におろしてく。そんなことが、逆に情報の逆流しもできるというのが、実はこの地域包括システムの充実した内容になれば、そうなってくると思うのです。

今回、一般質問の通告書の中に、私、これ以外に介護予防事業の効果であるとか、居場所づくりであるとか、これイメージで言ったシルバータウン構想とか挙げています、こういうようなものについては、再質問するまでも、私、まだ十分に内容を吟味していませんので、また、引き続き、次回あるいは次々回ぐらいにやりたいなと思っているのですけれども、とりあえず、その地域包括支援センターの重要性、そしてまた、これから構築していかなければいけないシステムの重要性というのの確認ができたということで、くどいようですけれども、やっぱりぜひ、介護保険課のほうを支援というのですか、バックアップをしてやってください。とお願いしたいと思います。結局、人がいないとできないことです。

それと、やっぱり地域にいかにおろしていくか。これで効果が違ってくると思います。

くどいようですけれども、それだけ、お願いは一般質問の中ですべきものじゃないのですけれども、申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（岡本安夫君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これで本日の日程を終了します。

お諮りします。議事の都合により明日9日から12日まで本会議を休会したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、12月13日、火曜日、午前9時半より再開します。それでは、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時15分 散会
